

市税ハンドブック2023

令和5年度



活気ある 豊かな大阪
未来へつなぐ 大阪市税



市税キャラクター
税田 ニャン吉先生



市税についてのお問い合わせや相談は市税事務所(P60・P61)へ。

詳しくは、大阪市ホームページから >>> [大阪市 市税 検索](#)

編集と発行：大阪市財政局税務部 TEL.06-6208-7773 FAX.06-6202-6953

(令和5年6月作成)



大阪府 大阪市

大阪府税

市民税

固定資産税

市税

都市計画税

軽自動車税

市たばこ税

事業所税
入湯税

大阪府税の
納付など

府税

国税

市税に関する
Q&A

ごあんない

以下は、広告スペースです。

おもてなしの哲学。

人はしあわせを望み、しあわせは人の数だけ存在する。

私たちにできる、おもてなし。

それは、お客さまとの対話を何より大切にし、

一人ひとりが望むしあわせな未来を、

同じ目線に立って、共に見つめていくこと。

それが、数多くのお客さまと歩んできた中で、

私たちがたどりついた答えです。

対話を重ねることが、あなたのしあわせな未来に繋がると信じて。

どこよりも、「対話」を大切にせる証券会社へ。

おもてなしの哲学を心に刻み、あなたとの絆を強くしていきます。

大切なものを、あなたと。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券



三菱UFJモルガン・スタンレー証券

www.sc.mufg.jp

大阪市税務行政の基本理念

大阪市税は、大阪市が提供するさまざまな行政サービスの経費をまかなうための最も重要な自主財源です。とりわけ今日、地方分権の時代において、大阪市が、地域の実情や市民のニーズに応じたきめ細かで多様な施策を自主的・自立的に行っていくためにも、市税は、ますます重要となっています。

そのため、地方税法、大阪州市税条例などに基づき適正・公平に市税を賦課・徴収し、市税収入を確保することは、市民からの理解・信頼にもつながり、税務行政の遂行にあたっての基本的な目的といえます。

そういった認識のもと、ここに改めて「大阪市税務行政の基本理念」を定め、税務事務運営のための指針とすることとしました。

大阪市税務職員は、この基本理念に基づき、その職務の重要性を十分認識したうえで、大阪市税務職員としての自覚と誇りを持って税務事務の運営に努めます。

基本理念

1 適正・公平な税務行政

税務事務の執行にあたっては、地方税法、大阪州市税条例などの関係法令に基づき、適正・公平に賦課・徴収することが重要です。

そのために、税務職員は、日頃から関係法令等の専門的知識の習得、課税客体の的確な捕捉、滞納処分の厳正な執行に努めるなど、常に細心の注意を払い、適正・公平な事務執行に努めます。

2 信頼される税務行政

税務事務の執行にあたっては、適正・公平な賦課・徴収を図ることにより、市民から信頼を得るとともに、広報等を通じ市税の役割や重要性について市民に理解されることが重要です。

そのために、税務職員は、常に親切で誠意ある態度で市民に接し、また、個人情報など保護すべき情報の管理に最大限の注意を払いながら、情報公開を積極的に進め、説明責任を果たすとともに、常に市民の立場に立った事務執行に努めます。さらに、正しい税知識の普及のために広報を積極的に推進し、市税に対する市民の理解が得られるよう努めます。

3 効率的な税務行政

税務事務の執行にあたっては、適正・公平な賦課・徴収を基本としつつも、税務事務に要する経費や納税に要する市民の事務負担などの「コスト」をできるだけ少なくすることが重要です。

そのために、税務職員は、事務経費や市民が行う納税手続きなどの負担が最少となるよう、常に「コスト」意識を持ちながら、事務の簡素化・効率化に努めます。

目次

1 大阪市の予算	3	4 不服申立て(審査請求)	48
令和5年度の一般会計当初予算	3	5 市税にかかる証明書・手数料	49
令和5年度の市税予算	4	6 eLTAX(エルタックス)での 申告、納税などについて	50
一般会計予算と市税の使い道	5	7 大阪府の税金	52
2 大阪市税のあらまし	6	8 国の税金	53
市民税	6	9 市税に関するQ&A	54
個人の市・府民税	6	(質問の内容は次のページをご覧ください)	
納税義務者	6	10 ごあんない	59
課税されない方	7	市役所・市税事務所の税務関係機構	59
税額の計算方法	8	大阪市役所で行う税務相談	59
課税の特例(株式や退職所得など)	17	市税のことは、市税事務所へお問い合わせください	60
申告と納税	21	市税事務所の所在地	61
主な税制改正について	25	府税事務所等一覧	62
法人の市民税	26	法務局・出張所一覧	62
固定資産税	28	国税局・税務署一覧	63
都市計画税	38	市役所・区役所・区出張所等の所在地	64
軽自動車税	39	主な税金の納期等一覧	67
市たばこ税	42	お近くのコンビニで税証明書が取れます!	68
事業所税	42		
入湯税	43		
3 納税のご案内	44		
自主納税と滞納	44		
口座振替・自動払込	45		
市税の納付場所・納付方法	46		
市税の減額・免除	47		
市税にかかる申告、納付等の期限の延長	48		
納税の猶予制度	48		



●このパンフレットのほかに、大阪市の予算、市税の役割をホームページで紹介しています。
「市税ハンドブック」は10,800部発行し、1部あたりの発行単価(配布費用を含む)は約87円です。(そのうち約20円を広告収入で購入しています。)

目次 (9 市税に関するQ&A)

個人市・府民税に関すること	54
①国や地方公共団体から支給される給付金などは申告が必要でしょうか?	54
②A県自然災害に対する義援金も寄附金として控除対象になるのでしょうか?	54
③個人市・府民税には所得税のような年末調整はないのでしょうか?	54
④大阪市から納税通知書が2通届いたのですが、二重で課税されていませんか?	54
⑤年の途中で引っ越しした場合の個人市・府民税は?	54
⑥退職した翌年にも前年と同額程度の納税通知書が送付されました	55
⑦個人取引の収入や副業の収入は申告が必要でしょうか?	55
⑧前年中に収入がなくても、申告は必要でしょうか?	55
⑨失業した場合などには個人市・府民税の減額・免除の適用はありますか?	55
法人市民税に関すること	56
⑩事務所、事業所または寮等とはどのようなものですか?	56
⑪法人が大阪市内において事務所等を開設・廃止したときや 届出事項に変更があったときにはどのような手続きが必要ですか?	56
⑫大阪市では法人税割で超過課税を行っているということですが、なぜですか?	56
事業所税に関すること	56
⑬複数の事業所で事業を行っている場合の事業所税は?	56
固定資産税に関すること	56
⑭土地の用途を変更した場合の税金は?	56
⑮土地や家屋にかかる税金は?	57
⑯家屋の評価はどのようにされますか?	57
⑰売却した土地・家屋の税金は?	57
⑱償却資産の申告の対象となる資産は?	58
軽自動車税に関すること	58
⑲警察への盗難届と税の申告は?	58
⑳普通自動車と軽自動車を所有していますが、 家族が身体障がい者のため自動車税(種別割)については免除されています。 この場合、軽自動車税(種別割)も免除されますか?	58
市税の納付に関すること	58
㉑口座振替・自動払込は毎年更新手続きが必要ですか?	58

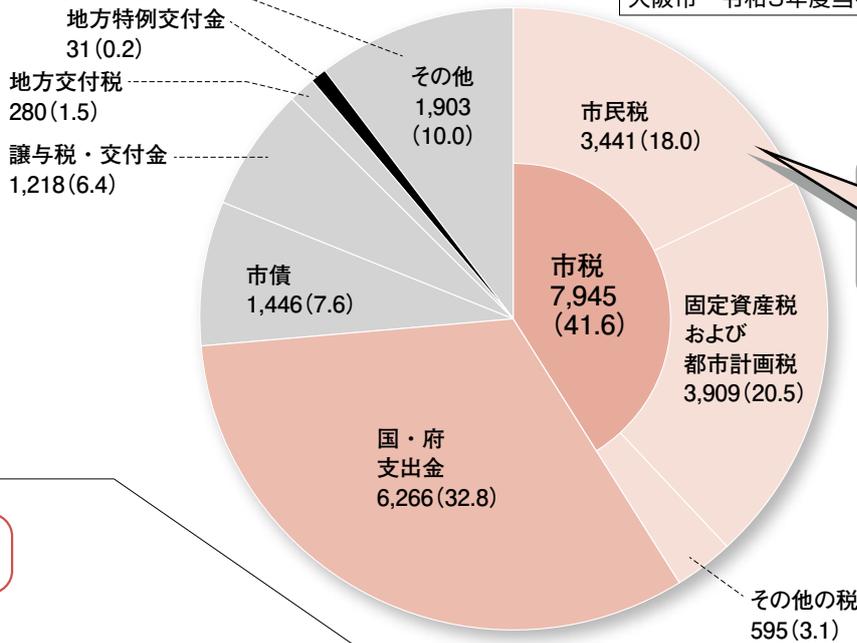
1 大阪市の予算

令和5年度の一般会計当初予算

一般会計 1兆9,088億円

歳入

使用料・手数料	680	(3.6)
財産収入	166	(0.9)
諸収入など	1,057	(5.5)



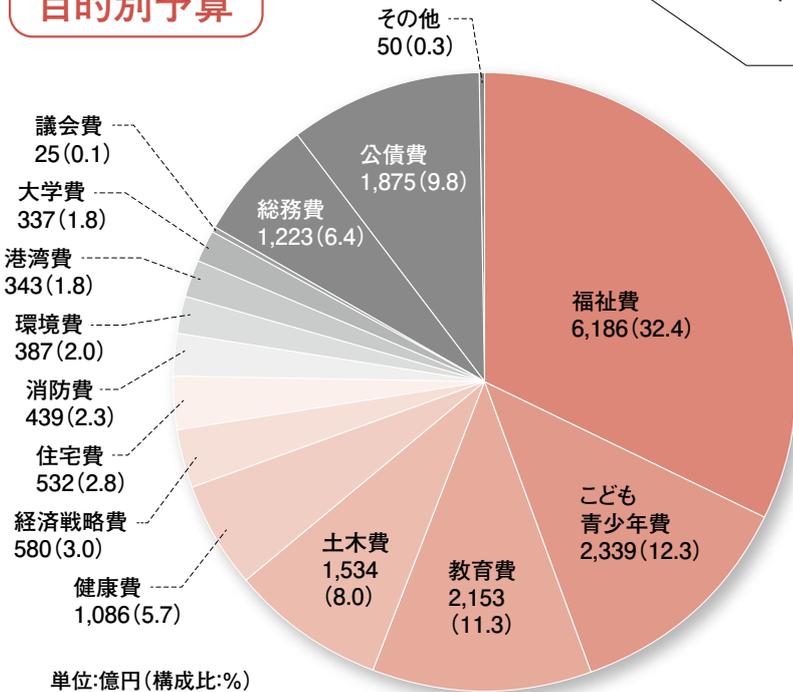
市民の皆様に納めていただく市税収入が最も重要な財源です。

大阪市 令和5年度当初予算 検索

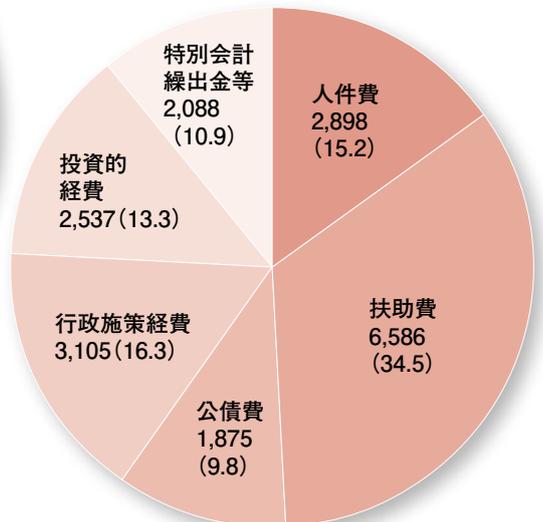


歳出

目的別予算



性質別予算



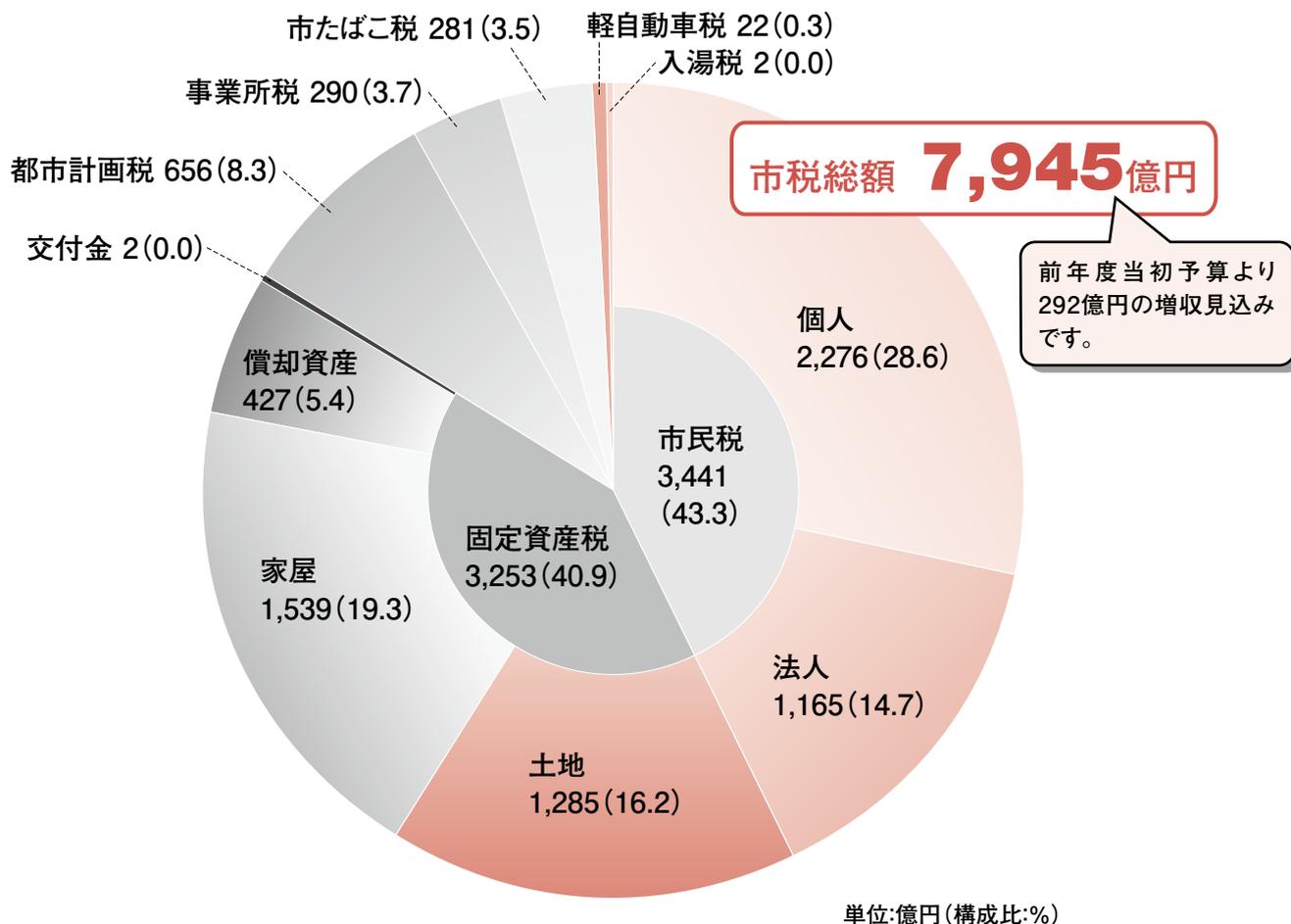
※各資料の計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

単位:億円(構成比:%)

令和5年度の市税予算

令和5年度予算における市税の総額は7,945億円と見込んでいます。

その内訳は下のグラフのとおりであり、市民税が3,441億円、固定資産税が3,253億円および都市計画税が656億円で、この3税で全体の約9割を占めています。



税金の分類

普通税…税金の使い道が特定されていない税金をいいます。

(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税)

目的税…法律・条例により税金の使い道が特定されている税金をいいます。

(都市計画税、事業所税、入湯税)

一般会計予算と市税の使い道

大阪市は、市民の皆様が健康で快適な生活ができるよう、さまざまな分野にわたる仕事を行っています。これらにかかる経費は市民の皆様にご納めいただく市税収入のほか、国・府支出金、市債、譲与税・交付金、地方交付税などでまかなわれていますが、市税収入（令和5年度予算額7,945億円）は、一般会計予算の歳入総額の中で最も大きな割合（41.6%）を占めています。国・府支出金については使い道が限られており、市債は将来にわたって返済しなければなりません。その点、使い道を自由に決められる市税収入は、大阪市が地域の実情や市民のニーズに応じた、きめ細かで多様な施策を行っていくための自主財源としてたいへん重要な役割を果たしており、いわば市民の皆様がみんなで社会を支えるための会費のようなものと言えます。

下の図は、市税がどのように使われるのかをわかりやすく説明するために、令和5年度の一般会計予算と市税の使い道について、市民ひとりあたりの「目的ごとの予算額」とそのうち国・府支出金などを除いた「市税での負担額」(()内の金額)を表したものです。

福祉などに	 <p><福祉費> 約22万5千円(約7万1千円) ・高齢者や障がい者の保健福祉 ・生活保護 など</p>	子育て支援などに	 <p><子ども青少年費> 約8万5千円(約2万9千円) ・子育て支援 ・ひとり親家庭支援 など</p>	学校・図書館などに	 <p><教育費> 約8万2千円(約5万3千円) ・学校や図書館の運営 など</p>
道路・公園などに	 <p><土木費> 約7万7千円(約3万3千円) ・道路、橋梁の整備 ・公園、河川の整備 など</p>	保健衛生などに	 <p><健康費> 約4万1千円(約1万6千円) ・がん検診など健康の保持、増進事業 ・予防接種、公害補償 など</p>	観光・産業経済などに	 <p><経済戦略費> 約2万2千円(約8千円) ・観光、産業経済 ・文化振興、スポーツ振興 など</p>
市営住宅などに	 <p><住宅費> 約2万4千円(0円) ・市営住宅の建設、管理 など</p>	消防・救急などに	 <p><消防費> 約1万6千円(約1万円) ・消火、救助、救急活動 ・火災予防 など</p>	ごみの収集などに	 <p><環境費> 約1万4千円(約8千円) ・ごみの収集、焼却、埋立 ・環境対策 など</p>
港の整備・運営などに	 <p><港湾費> 約1万6千円(約2千円) ・港の整備、運営 など</p>	大学の運営などに	 <p><大学費> 約1万3千円(約6千円) ・大学の運営 など</p>	議会の運営などに	 <p><議会費> 約1千円(約1千円) ・議会の運営 など</p>
行政の運営などに	 <p><総務費> 約7万3千円(約4万9千円) ・庁舎の整備、修繕 ・区のみちづくり事業 など</p>	その他	 <p><その他> 約2千円(約2千円) ・予備費 など</p>		

※ 人口は令和5年3月1日現在の本市推計人口(2,755,626人)として算定しています。

※ 公債費については、各目的別の区分に含めて算定しています。

2 大阪市税のあらまし

市民税 市民税は個人の市民税と法人の市民税に分けられます。

市町村は、すべての住民(個人のほか、法人も含まれます。)の日常生活に欠かすことのできない、道路・橋梁・公園の整備から、教育・福祉・消防・救急にいたるさまざまな行政サービスを提供しており、必要な経費を住民の方々に税金として広く負担していただいております。

市民税は、このような性格をもっともよく表している税金で、個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれに税金を負担する能力のある方すべてが均等の税額を納める(法人の場合には、所得の大小にかかわらず資本金等の額および従業員数に応じて納める)均等割と、その方の所得金額に応じて納める所得割(法人の場合には、法人税額に応じて納める法人税割)とで構成されています。

また、市民税は府民税とあわせて一般に住民税といわれており、個人の府民税については大阪府の税金ですが、納税していただく方や税額を算出するための課税標準額などが個人の市民税と同じであることから、大阪市が個人の市民税とあわせて個人の府民税を賦課(課税)徴収し、大阪府へ払い込んでいます。



個人の市・府民税

市内にお住まいの方または事務所・事業所や家屋敷のある方に課税されるもので、均等割と所得割があります。

納税義務者

個人市・府民税を納めていただく方(納税義務者)に該当するかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況により、次の表のとおりとなります。

例えば、令和5年2月にA市からB市に転居された方の令和5年度分の個人市・府民税は、B市で課税されるのではなく、1月1日現在の住所地であるA市で課税されます。

また、令和5年1月1日以前にお亡くなりになった方には、令和5年度分の個人市・府民税は課税されません。

納税義務者(賦課期日:1月1日現在)	納めるべき税額	
	均等割額	所得割額
市内にお住まいの方 ^{※1}	○	○
市内に事務所・事業所または家屋敷がある方で、その区内にお住まいでない方 ^{※2} (注) 個人事業主の店舗や事務所、住所地以外の別宅などが該当します。	○	—

※1 「市内にお住まいの方」とは、原則として市内に住居登録のある方ですが、登録がなくても実際に市内にお住まいの場合は、住民登録されているものとみなして、個人市・府民税が課税されます。
なお、住民基本台帳法等において住所の届け出が義務付けられています。

※2 基礎的な行政サービス(消防、防災、清掃、道路公園の整備など)に対して、一定の負担をいただく必要性から、個人市・府民税の均等割額が課税されます。
事務所・事業所には、個人事業主の店舗・事務所・診療所など(所有を問わない)が該当し、ビル等の一室を借りている場合も含まれます。また、家屋敷には、住所地以外の場所に設ける別宅・別荘など(マンションなども含む)が該当します。

▶ 個人市・府民税が課税されない方

均等割 も 所得割 も課税されない方（非課税となる方）

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

(注)医療扶助、教育扶助など、生活扶助以外の扶助を受けているだけでは非課税にはなりません。

2. 障がい者、未成年者、寡婦^{*1}またはひとり親^{*2}で、前年の合計所得金額^{*3}が135万円以下である方

(注)給与所得のみの場合、年収2,044,000円未満の方が該当します。

均等割 が課税されない方（非課税となる方）

前年の合計所得金額^{*3}が、次の算式で求めた額(非課税限度額)以下である方

(1) 同一年計配偶者^{*4}または扶養親族がいる場合

…35万円×(本人+同一年計配偶者^{*4}+扶養親族)の人数+21万円+10万円

(2) 同一年計配偶者^{*4}および扶養親族がいない場合…35万円+10万円

(注)扶養親族には、16歳未満の扶養親族を含みます。

所得割 が課税されない方

前年の総所得金額等^{*5}が、次の算式で求めた額(非課税限度額)以下である方

(1) 同一年計配偶者^{*4}または扶養親族がいる場合

…35万円×(本人+同一年計配偶者^{*4}+扶養親族)の人数+32万円+10万円

(2) 同一年計配偶者^{*4}および扶養親族がいない場合…35万円+10万円

なお、総所得金額等^{*5}から所得割額を差し引いた金額が上記の額を下回る場合は、課税対象となりますが、その下回る額が調整措置として所得割額から税額控除されます。

(注)扶養親族には、16歳未満の扶養親族を含みます。

※1 寡婦(かふ) 次のいずれかに当てはまる方のことをいいます。

(1) 夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族(前年の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一年計配偶者または扶養親族でない方)があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方。

(2) 夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方。

(注)住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある場合は適用されません。

※2 ひとり親

現に婚姻をしていない(または配偶者の生死が明らかでない)方で、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一年計配偶者または扶養親族でない方)があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方。

(注)住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある場合は適用されません。

※3 合計所得金額

事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等の所得など)、配当所得、不動産所得などの各所得金額(P8「ア 所得金額」)を合計した金額です。

なお、土地・建物等の譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。

(注1)分離課税の対象となる退職所得は含まれません。

(注2)上場株式等の配当所得等、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等は、申告すると合計所得金額に含まれます。

※4 同一年計配偶者

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である方のことをいいます。

また、同一年計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者のことを控除対象配偶者といいます。

※5 総所得金額等

合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後の金額です。

なお、純損失、雑損失等の繰越控除の額がない場合は、合計所得金額と同額になります。

Q&A 国や地方公共団体から支給される給付金などは申告が必要でしょうか? ⇒P54

税額の計算方法

個人市・府民税額の計算方法を図に表すと次のようになります。

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{個人市・府民税 年税額}$$

均等割額 市民税 3,500円 府民税 1,800円

- ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災施策の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から令和5年度までの個人市民税と個人府民税の均等割の税額がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。
- ・大阪府条例の規定により、災害防止および暑熱環境の改善にかかる施策の財源（森林環境税）を確保するため、平成28年度から令和5年度までの8年間、個人府民税の均等割額に300円を加算しています。

所得割額 下の図により計算した額※1（所得割税率（総合課税分）…市民税 8% 府民税 2%）



- ※1 所得割額は、市民税と府民税それぞれで計算し、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。
 - ※2 課税所得金額は、1,000円未満の端数を切り捨てます。
 - ※3 税額控除額等には、このほかに外国税額控除額、所得割の調整額があります。
- (注)分離課税の対象となる所得の計算方法は異なります。(▶P17~20 課税の特例参照)

Q&A A県自然災害に対する義援金も寄附金として控除対象になるのでしょうか? ⇒P54

所得金額

総合課税と分離課税

所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則として、すべての所得（下表参照）を合算します。これを「総合課税」といいます。ただし、土地・建物や株式等の譲渡所得等、先物取引にかかる雑所得等および山林所得、退職所得については、他の所得と分離して課税する特例があり、これを「分離課税」といいます。(▶P17~20参照)

総合課税の所得金額の計算

所得割額の計算の基礎は所得金額です。所得の種類は、所得税と同様に10種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費等を差し引くことによって計算されます。

なお、個人市・府民税は前年の所得金額を基礎として計算されますので、令和5年度分の個人市・府民税は、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の所得金額が基礎となります。

所得の種類		所得金額の計算方法
①利子所得※1	公債・社債・預貯金等の利子など	収入金額＝利子所得の金額
②配当所得※2	株式や出資金の配当、投資信託等の収益の分配金など	収入金額－株式などの元本取得のために要した借入金の利子＝配当所得の金額
③不動産所得	地代・家賃・権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
④事業所得	農業や営業等の事業から生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
⑤給与所得	勤務先から受ける給与等（給料・賞与など）	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
⑥退職所得※3	退職手当や退職一時金など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2※4＝退職所得の金額
⑦山林所得※5	山林の譲渡などにより生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
⑧譲渡所得※6	土地・建物、株式や他の資産の譲渡により生じる所得	収入金額－資産の取得・譲渡費用の経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
⑨一時所得	生命(損害)保険の一時金や賞金、競馬・競輪の払戻金、ふるさと寄附金(納税)の返礼品など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
⑩雑所得	上記①～⑨以外の所得 〔公的年金や生命(損害)保険の年金、インターネット広告料、為替差益など〕	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 公的年金等以外の収入金額－必要経費 → 合計額 雑所得の金額

- ※1 利子所得は、原則、他の所得と分離して課税され、支払を受ける際に一律20.315%〔所得税および復興特別所得税15.315%、地方税(道府県民税利子割)5%〕の税額が徴収されます。(日本国外の銀行等に預けた預金の利子などは、総合課税の対象となります。)
- ※2 配当所得のうち、上場株式等の配当等については、他の所得と分離して課税され、支払を受ける際に一律20.315%〔所得税および復興特別所得税15.315%、地方税(道府県民税配当割)5%〕の税額が徴収されます。(一般株主や大口株主が保有する上場株式等の配当等は、総合課税の対象となります。)(▶P18、19参照)
- ※3 退職所得は、原則、他の所得と分離して課税され、支払を受ける際に税額が徴収されます。(▶P20参照)
- ※4 勤続年数が5年以下の方で一定の要件に該当する場合は、1/2を適用しないことがあります。(▶P20参照)
- ※5 山林所得は、原則、他の所得と分離して課税されます。(▶P20参照)
- ※6 土地・建物、株式等の譲渡所得については、他の所得と分離して課税され(▶P17、18参照)、他の資産にかかる譲渡所得については総合課税の対象となります。
(注) 総合課税の対象となる長期譲渡所得および一時所得の金額は、その1/2が税額計算の対象となります。

■ 給与所得金額の計算

給与所得については、給与等の収入金額に応じた給与所得控除額を控除して計算します。
下表により、給与等の収入金額から給与所得控除額控除後の給与所得金額を直接計算することができます。

給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額
55万1千円未満	0円	162万8千円以上 180万円未満	$\text{収入金額} \div 4 \text{千円} \times 4 \text{千円} \times 60\% + 10 \text{万円}$
55万1千円以上 161万9千円未満	収入金額 - 55万円	180万円以上 360万円未満	$\text{収入金額} \div 4 \text{千円} \times 4 \text{千円} \times 70\% - 8 \text{万円}$
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円	360万円以上 660万円未満	$\text{収入金額} \div 4 \text{千円} \times 4 \text{千円} \times 80\% - 44 \text{万円}$
162万円以上 162万2千円未満	107万円	660万円以上 850万円未満	収入金額 \times 90% - 110万円
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円	850万円以上	収入金額 - 195万円
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円		

(注) 「収入金額 \div 4千円」は小数点以下を切り捨てて計算します。

(例) 給与等の収入金額の合計額が1,641,200円の場合

$1,641,200 \text{円} \div 4,000 \text{円} (\text{小数点以下切捨て}) \times 4,000 \text{円} = 1,640,000 \text{円}$ $1,640,000 \text{円} \times 60\% + 10 \text{万円} = 1,084,000 \text{円} (\text{給与所得の金額})$

● 給与所得者の特定支出の控除の特例

転勤に伴う引越費用など、一定の要件に該当する支出(特定支出)の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合は、その超えた額の2分の1の額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することができます。

● 所得金額調整控除

① 子ども・特別障がい者等がいる方等の所得金額調整控除

収入金額が850万円を超え、次のいずれかの要件に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

- ・納税義務者本人が特別障がい者に該当する場合
- ・特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
- ・年齢23歳未満の扶養親族がいる場合

計算式 (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) \times 10% = 所得金額調整控除額

② 給与所得と公的年金等の所得の両方がある方に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与所得金額および公的年金等の所得金額の両方がある方で、その合計額が10万円を超える場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

計算式 (給与所得金額(限度額10万円) + 公的年金等の所得金額(限度額10万円)) - 10万円 = 所得金額調整控除額

(注) ①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除します。

■ 公的年金等所得金額の計算

公的年金等の所得金額については、年齢(前年の12月31日現在)および公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を控除して計算します。

下表により、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額控除後の公的年金等の所得金額を直接計算することができます。

65歳未満(昭和33年1月2日以後生まれ)の方			
公的年金等の収入金額	公的年金等の所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円
410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円
770万円以上1,000万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円
1,000万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円

65歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)の方			
公的年金等の収入金額	公的年金等の所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円
410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円
770万円以上1,000万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円
1,000万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円

公的年金等受給者の個人市・府民税非課税限度額

令和4年中の所得のすべてが公的年金等の受給による方の場合、公的年金等の収入金額が下表にあてはまる方は令和5年度の個人市・府民税が非課税になります。

同一生計配偶者 および 扶養親族の人数	65歳未満(昭和33年1月2日以後生まれ)の方		65歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)の方	
	均等割・所得割が 課税されない方	所得割が 課税されない方	均等割・所得割が 課税されない方	所得割が 課税されない方
なし	1,050,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,713,334円以下	1,860,001円以下	2,110,000円以下	2,220,000円以下
2人	2,180,001円以下	2,326,667円以下	2,460,000円以下	2,570,000円以下
3人	2,646,667円以下	2,793,334円以下	2,810,000円以下	2,920,000円以下

① 所得控除額

納税者の実情に応じた税額を負担していただくために、配偶者や扶養親族の有無、病気・災害などによる臨時的な支出の有無などの個別事情を考慮して、所得金額から次の控除額を差し引くことになっています。

なお、医療費や保険料などは前年中に支払ったものが対象となり、年齢などの人的控除（下表⑤～⑩）に該当するかどうかの要件は前年の12月31日の現況で判断します。ただし、前年中にお亡くなりになった場合は、亡くなった時の現況で判断します。

種 類	控 除 額																				
① 社会保険料控除	支払ったまたは給与から控除された社会保険料の全額																				
② 小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金ならびに心身障がい者扶養共済掛金の合計額 (合計限度額7万円)																				
③ 生命保険料控除	<p>一般の生命保険料分(A) + 個人年金保険料分(B) + 介護医療保険料分(C)</p> <p>●控除額の計算方法</p> <p>◆(A)・(B)のうち、旧契約分(平成23年12月31日以前に契約締結したものの)の控除額の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆(A)・(B)のうち、新契約分(平成24年1月1日以後に契約締結したものと(C)の)控除額の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (A)・(B)のうち、旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づきそれぞれ控除額を計算し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約分だけで計算した控除額が28,000円を超える場合は、旧契約分だけで計算します。</p>	支払保険料	控除額	15,000円以下	支払った保険料の全額	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	支払保険料	控除額	12,000円以下	支払った保険料の全額	12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円
支払保険料	控除額																				
15,000円以下	支払った保険料の全額																				
15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円																				
40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円																				
70,001円以上	35,000円																				
支払保険料	控除額																				
12,000円以下	支払った保険料の全額																				
12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円																				
32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円																				
56,001円以上	28,000円																				
④ 地震保険料控除	<p>地震保険料分 + 旧長期損害保険料分 (合計限度額2万5千円)</p> <p>●控除額の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 旧長期損害保険料は、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料等をいいます。 (注2) 1件の損害保険契約等または1件の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。</p>	区分	支払保険料	控除額	地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円					
区分	支払保険料	控除額																			
地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																			
	50,001円以上	25,000円																			
旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																			
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																			
	15,001円以上	10,000円																			
⑤ 障がい者控除	<p>納税義務者、同一生計配偶者および扶養親族1人につき</p> <p>●特別障がい者 ……30万円 (ただし、同一生計配偶者および扶養親族のうち同居特別障がい者については ……53万円)</p> <p>●普通障がい者 ……26万円</p>																				

⑥寡婦・ひとり親控除	納税義務者が寡婦である場合 ……………26万円 納税義務者がひとり親である場合 ……………30万円																																								
⑦勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合……………26万円																																								
⑧配偶者控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合…下表の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の区分</td> <td colspan="3">控 除 額</td> </tr> <tr> <td>一般（69歳以下）</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人（70歳以上）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の区分	控 除 額			一般（69歳以下）	33万円	22万円	11万円	老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円																								
納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
配偶者の区分	控 除 額																																								
一般（69歳以下）	33万円	22万円	11万円																																						
老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円																																						
⑨配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合…下表の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="3">控 除 額</td> </tr> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	控 除 額			48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
配偶者の合計所得金額	控 除 額																																								
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																						
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																						
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																						
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																						
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																						
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																						
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																						
⑩扶養控除 (前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族)	<ul style="list-style-type: none"> ●16歳以上18歳以下または23歳以上69歳以下の扶養親族(一般扶養親族) …… 33万円 ●19歳以上22歳以下の扶養親族(特定扶養親族) …………… 45万円 ●70歳以上の扶養親族(老人扶養親族) …………… 38万円 ●70歳以上の父母等で同居の扶養親族(同居老親等扶養親族) …………… 45万円 <p>(注)平成24年度から、15歳以下の扶養控除が廃止されていますが、個人市・府民税の非課税限度額の算定等においては、15歳以下の扶養親族の人数を含めます。 また、15歳以下の扶養親族も障がい者控除の対象となります。</p>																																								
⑪基礎控除	<ul style="list-style-type: none"> ●納税義務者の合計所得金額が2,400万円以下の場合 ……………43万円 ●納税義務者の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下の場合 ……………29万円 ●納税義務者の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下の場合 ……………15万円 <p>(注)合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。</p>																																								
⑫雑損控除	$\text{差引損失額} - (\text{総所得金額等の合計額} \times 1/10)$ または $\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$ のいずれか多い金額 (注)差引損失額=損害金額+災害関連支出の金額-保険金等により補てんされた金額																																								
⑬医療費控除 (医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用)	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費控除を選択した場合 (限度額200万円) $\text{支払った医療費} - \text{保険金等により補てんされた金額}$ - $\text{総所得金額等の合計額} \times 5/100$ または 10万円 のいずれか少ない金額 ●セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択した場合 (限度額8万8千円) $\text{支払ったスイッチOTC医薬品購入費} - \text{保険金等により補てんされた金額}$ - 1万2千円 																																								

Q&A 個人市・府民税には所得税のような年末調整はないのでしょうか? ⇒P54

調整控除額

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴い、所得割の税率が変更されましたが、所得税と個人市・府民税では人的控除額に差があるため、変更後の税率をそのまま適用すると、両税を合わせた税額が増加することになります。そのため、納税者の人的控除の適用状況に応じて、個人市・府民税額を減額する調整控除が設けられています。

なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

計算のしかた (▶P14<調整控除額の計算例>参照)

■ 個人市・府民税の合計課税所得金額※が200万円以下の方

①所得税と個人市・府民税の人的控除額の差の合計額

②個人市・府民税の合計課税所得金額※

$$\text{上記①、②のいずれか少ない額} \times \begin{matrix} \text{市民税 4\%} \\ \text{府民税 1\%} \end{matrix} = \text{調整控除額}$$

■ 個人市・府民税の合計課税所得金額※が200万円超の方

所得税と個人市・府民税の人的控除額の差の合計額 (A)

$$\{(A) - (\text{個人市・府民税の合計課税所得金額※} - 200\text{万円})\} \times \begin{matrix} \text{市民税 4\%} \\ \text{府民税 1\%} \end{matrix} = \text{調整控除額}$$

(注) { }内の額が50,000円未満のときは50,000円として計算します。

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

参考 控除の種類と人的控除額の差 (=所得税の人的控除額 - 個人市・府民税の人的控除額)

控除の種類		人的控除額の差	控除の種類		人的控除額の差	
障がい者控除	普通障がい	1万円	勤労学生控除		1万円	
	特別障がい	10万円	扶養控除	一般扶養	5万円	
	同居特別障がい	22万円		特定扶養	18万円	
寡婦控除	1万円	老人扶養		10万円		
ひとり親控除	父	1万円	同居老親等扶養	13万円	基礎控除(※)	5万円
	母	5万円				

※ 合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合も一律5万円として計算します。

控除の種類		納税義務者の合計所得金額	人的控除額の差
配偶者控除	一般(69歳以下)	900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	老人(70歳以上)	900万円以下	10万円
		900万円超 950万円以下	6万円
		950万円超 1,000万円以下	3万円

控除の種類		納税義務者の合計所得金額	人的控除額の差
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が 48万円超 50万円未満	900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	配偶者の合計所得金額が 50万円以上 55万円未満(※)	900万円以下	3万円
		900万円超 950万円以下	2万円
		950万円超 1,000万円以下	1万円

※ 配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合、人的控除額の差はないものとして計算します。

調整控除額の計算例

■ 個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

【例1】 夫 合計課税所得金額：160万円 妻(39歳：収入なし)、子(19歳：大学生)、子(17歳：高校生)の場合

①人的控除額の差の合計額 33万円

$$\begin{array}{l} \text{所得税の人的控除額} \\ (38\text{万円} + 63\text{万円} + 38\text{万円} + 48\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{個人市・府民税の人的控除額} \\ (33\text{万円} + 45\text{万円} + 33\text{万円} + 43\text{万円}) \end{array} = 33\text{万円}$$

配偶者控除 特定扶養控除 一般扶養控除 基礎控除 配偶者控除 特定扶養控除 一般扶養控除 基礎控除

②合計課税所得金額 160万円

上記①、②のいずれか少ない額の5%(市民税4%、府民税1%)が調整控除額となります。

⇒330,000円(①)×5%=16,500円 **調整控除額**

■ 個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

【例2】 夫 合計課税所得金額：300万円 妻(39歳：収入なし)、子(19歳：大学生)、子(17歳：高校生)の場合

人的控除額の差の合計額 33万円

$$\begin{array}{l} \text{所得税の人的控除額} \\ (38\text{万円} + 63\text{万円} + 38\text{万円} + 48\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{個人市・府民税の人的控除額} \\ (33\text{万円} + 45\text{万円} + 33\text{万円} + 43\text{万円}) \end{array} = 33\text{万円}$$

配偶者控除 特定扶養控除 一般扶養控除 基礎控除 配偶者控除 特定扶養控除 一般扶養控除 基礎控除

330,000円 - (3,000,000円 - 2,000,000円) = △670,000円(※)

人的控除額の差の合計額 合計課税所得金額

※50,000円未満となるので、50,000円×5%(市民税4%、府民税1%)が調整控除額となります。

⇒50,000円×5%=2,500円 **調整控除額**

(注)上記の計算例は、いずれも夫の合計所得金額が900万円以下であるものとして計算しています。

□ 配当控除額

総所得金額の中に配当控除の対象となる配当所得がある場合には、その配当所得に下表の控除率を乗じた額を控除します。

区 分		市民税の控除率	府民税の控除率
利益の配当等	課税所得金額の1,000万円以下の部分	2.24%	0.56%
	課税所得金額の1,000万円超の部分	1.12%	0.28%
証券投資信託等の 収益の分配	一般外貨建等 証券投資信託以外	課税所得金額の1,000万円以下の部分	1.12%
		課税所得金額の1,000万円超の部分	0.56%
	一般外貨建等 証券投資信託	課税所得金額の1,000万円以下の部分	0.56%
		課税所得金額の1,000万円超の部分	0.28%

Q&A 大阪市から納税通知書が2通届いたのですが、二重で課税されていませんか? ⇒P54

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）額

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けた方*1のうち、所得税から控除しきれない控除額がある場合には、一定の額を限度として、次の額を控除します。（▶P25参照）

計算のしかた

次の①、②のいずれか少ない額

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②居住開始年月日や主な要件に基づく控除限度額（次の表をご参照ください）

控除額	
市民税	個人市・府民税の住宅ローン控除額の4/5
府民税	個人市・府民税の住宅ローン控除額の1/5

項番	居住開始年月日	区分	主な要件	控除限度額	控除期間	所得制限
①	平成25年1月から 令和3年12月まで	—	項番②～④に該当する場合を除く	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)	10年	合計所得金額 3,000万円以下
②	平成26年4月から 令和3年12月まで	特定取得	住宅取得にかかる消費税率が8%もしくは10%の場合 (項番③・④に該当する場合を除く)	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)	13年	
③	令和元年10月から 令和2年12月まで	特別特定取得	住宅取得にかかる消費税率が10%の場合			
	令和元年10月から 令和3年12月まで	特例取得	特別特定取得のうち、 一定の要件（※1）を満たす場合			
④	令和3年1月から 令和4年12月まで	特別特例取得	特別特定取得のうち、 一定の要件（※2）を満たす場合			
		特例特別特例取得	特別特例取得のうち、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅を取得する場合			
⑤	令和4年1月から 令和5年12月まで	—	項番④に該当する場合を除く	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)	13年 (新築等)	合計所得金額 2,000万円以下 ※床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅を取得する場合は、合計所得金額1,000万円以下
⑥	令和6年1月から 令和7年12月まで	—	—		10年 (既存住宅)	
					13年 (認定住宅等（※3）に該当する新築等)	合計所得金額 2,000万円以下 ※床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅を取得する場合は、合計所得金額1,000万円以下（令和5年までに建築確認を受けた新築住宅に限る）
					10年 (認定住宅等に該当しない新築等・既存住宅)	

- ※1 新型コロナウイルスの影響により住宅への入居が遅れた場合は、一定の期間（注文住宅は令和2年9月まで、分譲住宅などは令和2年11月まで）に契約した令和3年12月までの入居期限も対象とされます。
- ※2 契約期間が注文住宅は令和2年10月～令和3年9月まで、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月までとされています。
- ※3 認定住宅等は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことをいいます。

寄附金税額控除額

前年中に支払った次の寄附金がある場合に、これらの寄附金について寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証、領収書などを添付して申告された場合には、次の額を控除します。

（注）受領証、領収書などは、申告される方が寄附者として記載されたものに限ります。

控除の対象となる寄附金

- 都道府県・市区町村に対する寄附金
- 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金（大阪市の場合は大阪府共同募金会）
- 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金（大阪市の場合は日本赤十字社大阪府支部）
- 住所地の都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金*

（注1）所得税においては、国や公益法人、政党等に対する寄附金についても控除の対象となります。

（注2）被災地の都道府県や市区町村に直接寄附する場合のほか、災害救助法の適用を受けた災害について日本赤十字社や共同募金会などが義援金の募金活動を行っている場合にも、その義援金が最終的に被災地地方団体または義援金配分委員会等に拠出されるものであるときは、都道府県・市区町村に対する寄附金として所得税と個人住民税で控除が受けられます。

- ※ 大阪市の場合は、大阪市または大阪府が条例により指定した寄附金。この指定している寄附金については、大阪市ホームページまたは大阪府ホームページに一覧を掲載しています。

計算のしかた

次の①②③の合計額を個人市・府民税の所得割額から控除します。

ただし、②は総務大臣が指定した都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)の場合のみ、③はふるさと寄附金のうち、ふるさと納税ワンストップ特例にかかる申請書(申告特例申請書)を提出された場合のみ適用されます。

①基本控除額

$$\left(\begin{array}{l} \text{・都道府県・市区町村に対する寄附金} \\ \text{・大阪府共同募金会に対する寄附金} \\ \text{・日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金} \\ \text{・大阪市または大阪府が条例により指定した寄附金}^{*1} \end{array} \right) \text{の合計額}^{*2} - 2,000\text{円} \times \begin{array}{l} \text{市民税 } 8\% \\ \text{府民税 } 2\% \end{array} = \text{基本控除額}$$

- ※1 大阪市が条例で指定した寄附金は市民税に、大阪府が条例で指定した寄附金は府民税に、それぞれ控除が適用されます。
 ※2 寄附金の合計額は、総所得金額、退職所得金額(退職所得の課税の特例が適用されるものを除く)、山林所得金額の合計額(土地・建物等の譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。)の30%が限度となります。

②特例控除額(総務大臣が指定した都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)のみ)

$$\left(\text{ふるさと寄附金} - 2,000\text{円} \right) \times \left(\text{課税総所得金額から所得税との人的控除額の差を控除した額に応じた割合}^{*3} \right) \times \begin{array}{l} \text{市民税 } 4/5 \\ \text{府民税 } 1/5 \end{array} = \text{特例控除額}^{*4}$$

- ※3 課税総所得金額より所得税との人的控除額の差が上回る場合や課税山林所得金額、課税退職所得金額、課税の特例が適用される所得を有する場合は、異なる割合が適用されます。詳しくは、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。
 ※4 個人市・府民税の所得割額(調整控除額控除後の額)の20%が限度となります。

課税総所得金額から所得税との人的控除額の差を控除した額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%

③申告特例控除額(ふるさと納税ワンストップ特例にかかる申請書を提出された方のみ^{*5})

$$\left(\text{特例控除額} \right) \times \left(\text{課税総所得金額から所得税との人的控除額の差を控除した額に応じた割合} \right) \times \begin{array}{l} \text{市民税 } 4/5 \\ \text{府民税 } 1/5 \end{array} = \text{申告特例控除額}$$

- ※5 所得税確定申告書の提出が義務付けられている方や確定申告書(市民税・府民税申告書も含む)を提出された方、寄附先が6団体以上の方などについては、当該制度は適用できません。あらかじめ確定申告にて寄附金控除を申告されている方を除き、寄附金(税額)控除の適用を受けるためには、確定申告書を提出いただく必要がありますのでご注意ください。

課税総所得金額から所得税との人的控除額の差を控除した額	割合
195万円以下	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	79.79分の10.21
330万円超 695万円以下	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

㊦ 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額

上場株式等の配当所得等または前年中に源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等について、道府県民税配当割または株式等譲渡所得割が課税・徴収(特別徴収)された方で、これらの所得について申告した場合には、その課税・徴収(特別徴収)された額を控除します。

	控除額
市民税	配当割額・株式等譲渡所得割額の3/5
府民税	配当割額・株式等譲渡所得割額の2/5

課税の特例

土地・建物等の譲渡所得の課税の特例

個人が土地・建物等を譲渡した場合の譲渡所得に対する所得割については、他の所得と分離して課税されます。

〈土地・建物等の譲渡所得金額〉

$$\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}^* = \text{譲渡所得金額}$$

※ 居住用財産(相続等により取得した居住用財産(空き家)を含む)を譲渡した場合の特別控除額3,000万円などがあります。

〈税額の計算方法〉

$$\text{課税譲渡所得金額}^* \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

(1,000円未満の端数切捨) (100円未満の端数切捨)

※ 他の所得から控除しきれなかった所得控除額等がある場合は、譲渡所得金額からその額を引いた後の金額となります。

所有期間 ^{※1}	区 分		税 率		
			市民税	府民税	
5年以下	短期譲渡所得	国等に対する譲渡		7.2%	1.8%
				4%	1%
5年超	長期譲渡所得	優良住宅地等にかかるもの ^{※2}	2,000万円以下の部分	3.2%	0.8%
			2,000万円超の部分	4%	1%
		居住用財産にかかるもの(10年超) ^{※3}	6,000万円以下の部分	3.2%	0.8%
			6,000万円超の部分	4%	1%

※1 所有期間は、譲渡した年の1月1日において判定します。

※2 国または地方公共団体等に対して譲渡した場合や優良住宅地の造成等のために譲渡した場合。

※3 所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合。

株式等の譲渡所得等の課税の特例

個人が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する所得割については、他の所得と分離して課税されます。

なお、上場株式等の譲渡所得のうち源泉徴収を選択した特定口座分の特定株式等譲渡所得については、「道府県民税株式等譲渡所得割」が課税され特別徴収されます。

〈株式等の譲渡所得等金額〉

$$\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{譲渡所得等金額}$$

〈税額の計算方法〉

$$\text{課税譲渡所得等金額}^* \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

(1,000円未満の端数切捨) (次表参照) (100円未満の端数切捨)

※ 他の所得から控除しきれなかった所得控除額等がある場合は、譲渡所得等金額からその額を引いた後の金額となります。

申告の要否・課税方法等

株式等の譲渡所得等の申告の要否・課税方法等は次の表のとおりです。

申告要否・課税方法等	上場株式等			一般株式等
	特定口座分		一般口座分	
	源泉徴収選択口座分 (特定株式等譲渡所得)	簡易申告口座分		
道府県民税株式等譲渡所得割の税率	特別徴収 5%		—	
申告の要否	不要 (申告不要制度)		必要	
申告した場合の税率			市民税 4% 府民税 1%	
申告分離課税を選択した 上場株式等の配当所得等との損益通算		できる		できない
譲渡損失の翌年への繰越し		できる		できない
所得税と異なる課税方式の選択 [*]	できる		できない	

※ 「株式等の譲渡所得等の課税の特例」および「株式等の配当所得等の課税の特例」に共通する注意事項(P19参照)

■ 道府県民税株式等譲渡所得割による課税・徴収（特別徴収）

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については、当該口座の証券会社が所得税の源泉徴収と同時に、別途5%の税率により「道府県民税株式等譲渡所得割」を特別徴収し、都道府県に納入します。

したがって、納税義務者が上場株式等の譲渡所得等を申告する必要はありませんが、各種控除の適用を受けるために申告分離課税により申告することもできます。この場合、特別徴収された「道府県民税株式等譲渡所得割」相当額については、翌年度の納税義務者の所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または未納税額に充当、もしくは納税義務者に還付されます。

株式等の配当所得等の課税の特例

個人が法人などから受ける配当等で、上場株式等の配当所得等のうち大口株主分を除く特定配当等所得については、配当等の支払を受ける際に「道府県民税配当割」が他の所得と分離して課税され特別徴収されます。

また、各種控除の適用を受けるために総合課税または申告分離課税を選択して申告することができます。

なお、総合課税を選択して申告した場合には、他の所得と合算して所得割が課税されます。

(注1) 上場株式等のうち大口株主分(発行済株式数の3%以上保有分)および一般株式等は総合課税の対象となり、申告が必要です。

(注2) 源泉徴収を選択した特定口座内の配当等は、年間を通じて当該口座内上場株式等の譲渡損失との間で損益通算され、譲渡損失を控除した配当等の残額に対して、「道府県民税配当割」が課税され特別徴収されます。

〈株式等の配当所得等金額〉

$$\text{収入金額} - \text{元本取得に要した負債の利子}^* = \text{配当所得等金額}$$

※ 道府県民税配当割による徴収(特別徴収)においては、負債の利子は必要経費として控除されません。

〈税額の計算方法〉

$$\text{課税配当所得等金額}^* \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

(1,000円未満の端数切捨) (次表参照) (100円未満の端数切捨)

※ 他の所得から控除しきれなかった所得控除額等がある場合は、配当所得等金額からその額を引いた後の金額となります。

■ 申告の要否・課税方法等

株式等の配当所得等の申告の要否・課税方法等は次の表のとおりです。

申告要否・課税方法等	上場株式等		一般株式等
	特定配当等所得	大口株主分 ^{※1}	
道府県民税配当割の税率	特別徴収 5%	—	—
申告の要否	不要 (申告不要制度)	—	必要 ^{※2}
申告時の選択	総合課税	申告分離課税	総合課税のみ
申告した場合の税率	市民税 8% 府民税 2%	市民税 4% 府民税 1%	市民税 8% 府民税 2%
配当控除	あり	なし	あり
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない
その他の所得との損益通算	できる	できない	できる
所得税と異なる課税方式の選択 ^{※3}	—	できる	できない

※1 大口株主分とは、上場株式等のうち発行済株式数の3%以上保有している者が有するものをいいます。

※2 少額配当(1回の支払額が「10万円×配当計算期間月数÷12」の額以下のもの)については、所得税は申告が不要ですが、個人市・府民税は申告が必要です。

所得税の確定申告をする場合は、確定申告書第2表の「住民税・事業税に関する事項」に記載することで、個人市・府民税の申告を省略できます。

※3 「株式等の譲渡所得等の課税の特例」および「株式等の配当所得等の課税の特例」に共通する注意事項(P19参照)

■ 配当割による課税・徴収（特別徴収）

上場株式等の配当所得等については、配当等の支払者が所得税の源泉徴収と同時に、別途5%の税率により「道府県民税配当割」を特別徴収し、都道府県に納入します。

したがって、納税義務者が上場株式等の配当所得等を申告する必要はありませんが、各種控除の適用を受けるために総合課税または申告分離課税を選択して申告することができ、総合課税により申告した場合は、配当控除および配当割額控除が適用され、申告分離課税により申告した場合は、配当割額控除のみが適用されます。

申告された場合、特別徴収された「道府県民税配当割」相当額については、翌年度の納税義務者の所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または未納税額に充当、もしくは納税義務者に還付します。

■ 上場株式等の譲渡損失等との損益通算（申告分離課税制度を選択した場合）

上場株式等の譲渡損失または繰越損失*¹がある場合には、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額から控除*²することができます。

※1 前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失等の金額のうち、前年以前で控除されていない損失額。

※2 当該上場株式等の配当所得等の金額が限度となります。

■ 「株式等の譲渡所得等の課税の特例（P17）」および「株式等の配当所得等の課税の特例（P18）」に共通する注意事項

申告期限まで（やむを得ない事情があると認められる場合に限り、納税通知書が送達される時まで）に、所得税確定申告書とは別に、市民税・府民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。（例：所得税は総合課税、個人市・府民税は申告不要制度）

税制改正に伴い、令和3年分以後の所得税の確定申告から、所得税において申告する特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の全部を、個人市・府民税において申告不要とする場合（総所得金額等や合計所得金額に含めない場合）に限り、確定申告書第2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に新設された「全部の申告不要」欄に「○」を記載して申告することにより、個人市・府民税において全部申告不要を選択できることとなり、個人市・府民税の申告は不要となりました。

なお、特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の一部のみを申告不要とする場合（一部を申告する場合）は、市民税・府民税申告書の提出が必要となり、大阪市では、あわせて申告書付表（課税方式選択用）の提出もお願いしています。

個人市・府民税において申告をする場合は、その所得金額は総所得金額等や合計所得金額に含まれ、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度の保険料や保険給付、保育料、公営住宅の家賃など、各種制度にも影響します。

先物取引にかかる雑所得等の課税の特例

個人が商品先物取引等にかかる決済をした場合の事業所得、譲渡所得または雑所得に対する所得割については、他の所得と分離して課税されます。

$$\text{〈先物取引にかかる雑所得金額等〉} = \text{収入金額} - (\text{委託手数料} + \text{その他の経費}) = \text{雑所得等金額}$$

$$\text{〈税額の計算方法〉} = \text{課税雑所得等金額}^* \times \text{税率} \left[\begin{array}{l} \text{市民税} \quad 4\% \\ \text{府民税} \quad 1\% \end{array} \right] = \text{所得割額} \\ \text{(1,000円未満の端数切捨)} \quad \text{(100円未満の端数切捨)}$$

※ 他の所得から控除しきれなかった所得控除額等がある場合は、雑所得金額等からその額を引いた後の金額となります。

Q&A 年の途中で引っ越した場合の個人市・府民税は？ ⇒P54

山林所得の課税の特例

個人が山林を伐採し、または立木のまま譲渡したことによって生じる所得に対する所得割については、他の所得と分離して課税されます。

〈山林所得金額〉

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} = \text{山林所得金額}$$

〈税額の計算方法〉

$$\begin{array}{l} \text{課税山林所得金額}^* \\ \text{(1,000円未満の端数切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ \left[\begin{array}{l} \text{市民税} \quad 8\% \\ \text{府民税} \quad 2\% \end{array} \right] \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(100円未満の端数切捨)} \end{array}$$

※ 他の所得から控除しきれなかった所得控除額等がある場合は、山林所得金額からその額を引いた後の金額となります。

退職所得の課税の特例

個人市・府民税は、前年中の所得に対して翌年に課税されますが、退職手当等に対する個人市・府民税については、納税者の退職後の負担等を考慮し、特例として、退職手当等が支払われた(支払の確定した)年に、他の所得と分離して所得割のみが課税され、退職時に退職手当等から一括して特別徴収されます。

なお、分離課税の対象となる退職所得は、所得税における退職所得の取扱いと大きく異なり、所得金額から差し引く所得控除などの適用はなく、他の所得の計算上生じた損失がある場合の損益通算や、繰り越された損失の金額がある場合の繰越控除の適用も行うことはできません。

また、扶養控除や配偶者控除などの所得控除の該当要件である合計所得金額や総所得金額等には含まれません。

〈税額の計算方法〉

$$\begin{array}{l} \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{退職所得} \\ \text{控除額}^*1 \end{array} \times 1/2^{\ast 2} \times \begin{array}{l} \text{税率} \quad 10\% \\ \text{(市6\% 府4\%)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{退職所得に対する所得割額} \\ \text{(100円未満の端数切捨)} \end{array}$$

退職所得の金額(1,000円未満の端数切捨)

(注) 所得税の源泉徴収義務のない給与支払者(事業主)が支払う退職手当等の場合や、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、納税義務者が国内に住所を有していない場合における退職所得については、総合課税の対象となり、翌年に他の所得と合算して個人住民税が課税されます。

※1 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満の場合は80万円)
勤続年数20年を超える場合	800万円+70万円×20年を超える勤続年数

(障がい者になったことに直接起因して退職された場合は、上記により計算した金額に100万円を加算します。)

※2 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払を受ける退職手当等については、上記計算式の2分の1を適用せず、「退職手当等の支払額」から「退職所得控除額」を差し引いた金額が「課税退職所得金額」となります。また、令和4年1月1日以降に、勤続年数が5年以下の法人役員等以外の方が支払を受ける退職手当等については、「退職手当等の支払額」から「退職所得控除額」を差し引いた金額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の2分の1の適用はありません。

Q&A 退職した翌年にも前年と同額程度の納税通知書が送付されました ⇒P55

申告と納税

申告

■ 市内にお住まいの方

毎年1月1日現在、市内にお住まいの方は、次に該当する方を除き、その年の3月15日(土曜日、日曜日の場合は、その翌開庁日)までに1月1日現在の住所地の区を担当する市税事務所へ、前年中(1月1日～12月31日)の所得金額などを記載した申告書を提出する必要があります。

〈申告書を提出する必要がない方〉

- ① 所得税の確定申告をされた方
- ② 給与所得のみで、給与支払者(事業主)から給与支払報告書が提出されている方
※ただし、雑損控除、医療費控除などの適用を受ける場合は申告が必要です。
- ③ 公的年金等の所得のみで、その他に所得がない方
※ただし、源泉徴収票に記載された所得控除以外に生命(地震)保険料控除、雑損控除、医療費控除などの適用を受ける場合は申告が必要です。
- ④ 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方(個人市・府民税均等割が非課税となる方)
 - 同一生計配偶者・扶養親族がない方(単身者の場合)…35万円+10万円(給与収入のみの場合は年収100万円)
 - 同一生計配偶者・扶養親族がいる方…35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)の人数+21万円+10万円
 (注)扶養親族には、16歳未満の扶養親族を含みます。

■ 市内に事務所、事業所または家屋敷がある方で、その区内にお住まいでない方

毎年1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内にお住まいでない方は、1月1日現在に事務所、事業所または家屋敷が所在する区を担当する市税事務所へ、前年中(1月1日～12月31日)の所得金額などを記載した申告書を、事務所、事業所または家屋敷がある区ごとに提出する必要があります。

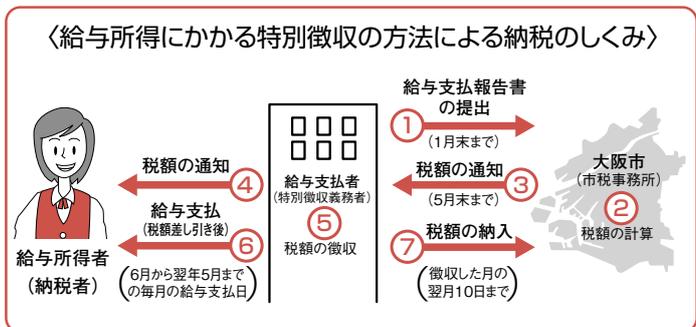
Q&A 個人取引の収入や副業の収入は申告が必要でしょうか? ⇒P55

納税の方法

■ 給与支払者(事業主)が給与から差し引いて納入(特別徴収)…給与所得者の納税方法

会社等にお勤めの方など給与所得者の個人市・府民税は、給与支払者から市税事務所へ提出された給与支払報告書などに基づき計算し、給与支払者および給与支払者を通じて納税者である給与所得者に通知します。

給与支払者は、その通知を受けた各納税者の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払をする際に差し引き(特別徴収)、翌月の10日までに納めていただきます。



(注)給与所得および公的年金等所得に対する税額は特別徴収により納めていただきますが、これら以外の所得に対する税額は、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告の際に、給与からの特別徴収または普通徴収を選択することができます。

給与所得者(従業員)の個人市・府民税は、所得税の源泉徴収と同じく、給与支払者(事業主)による特別徴収(給与から差し引き)が法律で義務付けられています。

特別徴収の対象となる従業員等(短期雇用者、アルバイト・パート、役員等を含む)は、次のいずれにも該当する方となっています。

- ・前年中に給与等の支払を受けた方(前職など他の支払者の給与等を含む)
- ・毎年4月1日現在に在職する従業員等

「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の見方

所得から控除される内容の内訳です。 所得金額の総合計です。 税額算定の基礎となる金額で、総所得金額Aから所得控除合計Bを引いた金額です。 調整控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除および寄附金税額控除等の合計額が表示されます。

令和5年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		納付額	
所得	給与収入 5,436,629 給与所得(所得金額調整控除後) 3,908,800 その他の所得計 0	税額控除前所得割額④ 173,680	6月分 9,900
所得控除	社会保険料 543,663 配偶者特別 0 小規模企業共済 0 扶養 330,000 生命保険料 70,000 基礎 430,000 地震保険料 22,000 雑損 0 障害・寡・ひ・勤 0 医療費 11,530 配偶者 330,000 所得控除合計② B 1,737,193	税額控除額⑤ 88,979 所得割額⑥ 84,700 均等割額⑦ 3,500	7月分 9,200
	総所得金額① A 3,908,800	税額控除前所得割額④ 43,420	8月分 9,200
		税額控除額⑤ 22,245	9月分 9,200
		所得割額⑥ 21,100	10月分 9,200
		均等割額⑦ 1,800	11月分 9,200
		特別徴収税額⑧ 111,100	12月分 9,200
		控除不足額⑨ 0	1月分 9,200
		既充当額⑩ 0	2月分 9,200
		既納付額⑪ 0	3月分 9,200
		差引納付額(⑧-⑩-⑨,前) 111,100	4月分 9,200
		変更前税額⑫ -	5月分 9,200
		増減額(⑧-⑫) -	
		変更月 -月	

⑤には、寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金等控除額97,050円が含まれます。

所得控除の総合計です。 扶養親族等の内訳を表示しています。 納税者本人が該当する欄に*を表示しています。 給与から差し引く方法(特別徴収)で納めていただく税額です。 毎月の月割額です。

寄附金税額控除額、住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合に市民税・府民税の合計額が表示されます。

給与所得・公的年金等の源泉徴収票などをもとに、収入・所得や控除に関する項目を入力して、個人市・府民税の申告書の作成・印刷および税額の試算ができます。詳しくは、大阪市ホームページ「個人市・府民税 申告書作成・税額試算」をご確認ください。

大阪市税 申告書作成 検索



退職等に伴う徴収方法の変更

納税者が退職や転勤等に伴い、給与の支払を受けなくなった場合には、給与支払者からの届け出(給与所得者異動届出書の提出)により、異動した翌月以降の残税額の徴収方法を次の表のとおり変更します。

残税額の徴収方法が「特別徴収による一括徴収」の場合は、徴収税額等を給与支払者と給与支払者を通じて納税者に通知し、「普通徴収(納税者が納付)」の場合は、納税者に直接通知します。

なお、納税者が市外や海外へ転出される場合は、納税者が納税管理人にかかる申告等の手続きを行う必要があります。

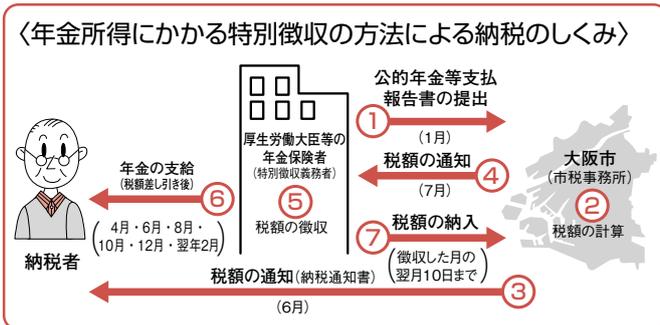
異動事由 時期 手続き等	退職・休職など			転勤 (転職を含む)
	6月1日~12月31日 の異動	1月1日~4月30日 の異動	5月1日~5月31日 の異動	
異動届出書の提出	異動した月の翌月10日までに給与支払者が提出			
異動翌月以降の 残税額の徴収方法	普通徴収(納税者が納付) に切替 ----- 特別徴収による一括徴収 (できる限り一括徴収を お願いします。)	特別徴収による一括徴収 (必ず一括徴収 しなければなりません。)		転勤先にて 特別徴収を継続
退職手当等 に対する税額	退職手当等の支払の際に特別徴収により徴収し、退職した年の1月1日現在に納税者が居住する市区町村に納入			

※ 退職手当等に対する税額(所得割)は、他の所得と分離して、退職時に課税され徴収されます。

■ 公的年金支払者(厚生労働大臣等の年金保険者)が年金から差し引いて納入(特別徴収)…
公的年金受給者(65歳以上)の納税方法※1

老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等を受給している満65歳以上の年金所得者の個人市・府民税※2は、公的年金支払者(厚生労働大臣等の年金保険者)から市税事務所へ提出された公的年金等支払報告書に基づき計算し、納税者および公的年金支払者にそれぞれ通知します。

公的年金支払者は、その通知を受けた各納税者の税額を4月から翌年2月までの偶数月に6回に分けて、年金の支払をする際に差し引き(特別徴収)、翌月の10日までに納めることになります。



※1 年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等を受給されている方で、本市で介護保険料を老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等から特別徴収されている方が対象となります。

※2 公的年金等の所得に対する税額が特別徴収の対象となります。

① 新たに公的年金から徴収する場合※3(初年度)

公的年金等の所得に対する個人市・府民税の年税額の2分の1に相当する額を普通徴収(1期・2期)の方法により徴収し、当該年度の下半期(10月・12月・2月)は、残りの2分の1に相当する額の3分の1ずつを特別徴収の方法により徴収します。

	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額 (公的年金等の所得に対する税額)	年税額※4の1/4	同左	年税額※4の1/6	同左	同左

② 前年度に引き続いて公的年金から徴収する場合(次年度以降)

当該年度の上半期(4月・6月・8月)は、前年度分の税額の2分の1に相当する額を3回に分けて仮徴収し、当該年度の下半期(10月・12月・2月)は、当該年度分の公的年金等の所得に対する個人市・府民税の年税額から当該年度分の仮徴収税額を控除した残りの額の3分の1ずつを本徴収します。

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額 (公的年金等の所得に対する税額)	前年度分の年税額※4の1/6	同左	同左	年税額※4から仮徴収税額を控除した残額の1/3	同左	同左

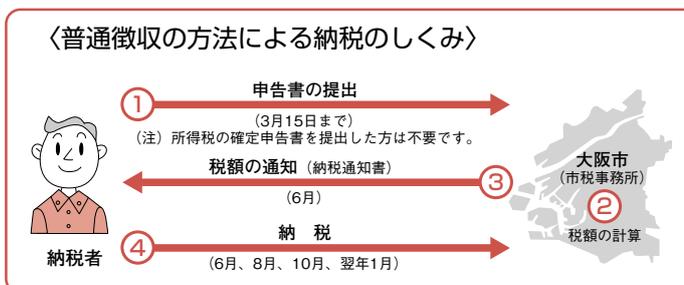
※3 前年度の途中で特別徴収が中止された場合を含みます。

※4 公的年金等の所得に対する個人市・府民税額の年税額。

■ 納税者が納付(普通徴収)…事業所得者などの納税方法

事業所得者などの個人市・府民税は、市民税・府民税申告書や所得税確定申告書などに基づき計算し、納税者に直接通知します。

通知された税額は、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて、ご自身で金融機関等で納める方法(普通徴収)により納税していただきます。



Q&A 前年中に収入がなくても、申告は必要でしょうか? ⇒P55

▶ 個人市・府民税の主な税制改正について

地方税法などの一部改正により、個人市・府民税の制度について、次のように変わりました。

■ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の延長等 (▶P15<住宅借入金等特別税額控除>参照)

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、適用期限が4年延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの入居者を対象とすることとなりました。

当該期間の入居者に対する控除額および控除期間は次のとおりとなります。

・控除額…所得税から控除しきれない控除額がある場合には、所得税の課税総所得金額等の5%を乗じて得た額〔最高97,500円〕が所得割額から控除されます。

(注) 令和4年中の入居者のうち、特例の延長等に該当する場合は、控除限度額が課税総所得金額等の7%を乗じて得た額〔最高136,500円〕となります。

・控除期間…新築等の認定住宅等については、令和4～7年入居につき13年、新築等のその他の住宅については、令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年、既存住宅については、令和4～7年入居につき10年となります。

(注) 認定住宅等とは、認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)および一定の省エネ基準を満たす住宅をいいます。詳しくは、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

国土交通省 住宅ローン減税

検索



■ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の延長等

スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合において適用される医療費控除の特例の適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなりました。

また、控除対象となる医薬品の範囲の見直しが行われました。詳細は厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)について」をご確認ください。

厚生労働省 セルフメディケーション

検索



■ 民法改正に伴う未成年者の非課税措置の改正

現行制度において、未成年者は、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には非課税となりますが、民法の改正により成年年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられたことに伴い、この非課税の対象となる未成年者の年齢も同様に、「19歳以下」から「17歳以下」に引き下げられます。

(注) 令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方が未成年者となります。

大阪市 税制改正

検索



法人の市民税

法人の市民税は、区内に事務所、事業所または寮等を有する法人(会社など)に対して課税されるもので、均等割と法人税割があります。

▶ 納税義務者

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割額	法人税割額
区内に事務所または事業所を有する法人	○	○
区内に寮等のみを有する法人	○	-
区内に事務所または事業所を有する法人課税信託の引受けを行う個人	-	○

(注)法人でない社団または財団で管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものまたは法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされます。

▶ 均等割(年額)

均等割は、事務所、事業所または寮等(以下「事務所等」といいます。)の所在する区ごとにかかります。なお、赤字等により、法人税(国税)がかからない場合でも、均等割は課税されますので確定申告書の提出と均等割の納付が必要となります。

$$\text{税率(年額)} \times \frac{\text{区内に事務所等を有していた月数}}{12}$$

法人の区分		従業者の数の合計数	税率(年額)
1	(1) 法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの (2) 地方税法第294条第7項に規定されている公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団または財団で収益事業または法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		従業者数にかかわらず 50,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下 50人超	50,000円 120,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下 50人超	130,000円 150,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下 50人超	160,000円 400,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下 50人超	410,000円 1,750,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下 50人超	410,000円 3,000,000円

(注1)「従業者の数の合計数」とは、区内に有する事務所等の従業者(役員を含みます。)の数の合計数をいいます。

(注2)「資本金等の額」および「従業者の数の合計数」については、算定期間の末日で判定します。

(注3)「公益法人等」とは、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型)、一般財団法人(非営利型)、認可地縁団体および特定非営利活動法人などをいいます。

▶ 法人税割

$$\text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率(8.2\%)}$$

ただし、資本金の額または出資金の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額が年2,000万円(半年1,000万円)以下の法人については、6.0%の軽減した税率が適用されます。(法人課税信託の引受けを行うものを除きます。)

なお、2以上の市町村に事務所または事業所を有する場合は、法人税割の課税標準となる法人税額を従業者の数によって市町村ごとに按分(分割)して計算します。

▶ 申告と納税

eLTAX(エルタックス)での申告・納税について

eLTAXを利用してインターネットで法人市民税の申告、電子納税や法人設立・設置届などの電子申請ができます(P50~51参照)。

※ 法人設立・設置届はマイナポータルを利用して申請することができます。マイナポータルでは、法人設立登記など様々な手続きをワンストップで行うことができます。

マイナポータル 法人設立

検索



事業年度を6か月としている法人の申告納付

事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内に、申告書を市税事務所に提出するとともに、法人税割額と、均等割額(年額)の1/2の額との合計額を納付していただくことになっています。

事業年度を1年としている法人の申告納付

中間申告と確定申告が必要です。

●中間申告

事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に、申告書を市税事務所に提出するとともに、次の①または②のいずれかの方法により計算した税額を納付していただくことになっています。ただし、法人税において中間申告を要しない法人は、中間申告を行っていただく必要はありません。

- ①前事業年度の法人税割額の1/2の額と、事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額(6か月の場合は年額の1/2)との合計額(予定申告)
- ②その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と、事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額(6か月の場合は年額の1/2)との合計額(仮決算にもとづく中間申告)

●確定申告

事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内に、申告書を市税事務所に提出するとともに、法人税割額と均等割額(年額)との合計額(その事業年度についてすでに中間申告を行っている場合には、その中間申告において納付した額を差し引いた額)を納付していただくことになっています。

均等割額の一括申告

2以上の区に事務所等を有する法人は、区ごとに計算した均等割額の合計額を一括して市税事務所に申告していただくことになっています。

確定申告書の提出期限の延長制度

法人税において確定申告書の提出期限の延長の承認を受けた場合は、法人の市民税にかかる確定申告書の提出期限も、法人税で延長された期間だけ延長されますが、「法人・事務所等異動届」の提出をお願いします。

お問い合わせ先および申告先

船場法人市税事務所(法人市民税・事業所税グループ) ⇒P60

Q&A 事務所、事業所または寮等とはどのようなものですか? ⇒P56

Q&A 法人が大阪市内において事務所等を開設・廃止したときや、届出事項に変更があったときにはどのような手続きが必要ですか? ⇒P56

Q&A 大阪市では法人税割で超過課税を行っているということですが、なぜですか? ⇒P56

固定資産税

固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されるものです。

▶ 納税義務者

令和5年度分の固定資産税を納めていただく方（納税義務者）は、令和5年1月1日（「賦課期日」といいます。）現在、大阪市内に固定資産を所有している方です。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録がされている方

登記簿に登記されていない土地で固定資産税を課することができるもの（例えば埋立地）について所有者の住所・氏名等の事項を登録した帳簿を土地補充課税台帳といいます。

登記簿に登記されていない家屋で固定資産税を課することができるもの（例えば未登記家屋）について所有者の住所・氏名等の事項を登録した帳簿を家屋補充課税台帳といいます。

したがって、令和5年1月2日以降、家屋を取りこわした場合や土地・家屋を売却した場合でも、令和5年度分の固定資産税は、令和5年1月1日現在に固定資産を所有していた方が納税義務者になります（売買当事者間での固定資産税および都市計画税の負担の取り決めには影響されません。）。

なお、家屋の所有者以外の方が事業の用に供するために家屋に取り付けた附帯設備（建築設備や内部仕上げなど）については、その附帯設備を取り付けた方に対し、償却資産として固定資産税を課税します。

また、賦課期日前に個人がお亡くなりになった場合または法人が消滅している場合には、賦課期日において、その土地や家屋を現に所有している方が納税義務者となります。そのため、個人がお亡くなりになった場合は「現所有者に関する申告書」を現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、法人が消滅している場合は「現に所有している者に関する申告書」をその事由の生じた日の属する年の翌年の1月31日までに、固定資産のある区を担当する市税事務所へ提出してください。

Q&A 売却した土地・家屋の税金は？ ⇒P57

▶ 価格

令和5年度は第3年度（据置年度）にあたりますので、土地・家屋の価格は、地目の変換、家屋の増築、改築などの特別の事情がある場合を除いて、原則として令和3年度（基準年度）の価格を据え置いています。

ただし、土地については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、令和4年7月1日の地価調査価格などの地価動向を参考に価格の下落修正を行っています。

・地価調査価格…都道府県が公表している毎年7月1日時点の地価です。

償却資産については、毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに評価を行い、価格を算出します。

▶ 免税点

同一区内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの資産の税額算出の基礎となる課税標準額の合計額が、次の額に満たない場合には固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

▶ 税額の計算方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

▶ 納税の方法

毎年4月上旬に市税事務所からお送りする納税通知書により税額などをお知らせします。お知らせした税額を、年4回（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになります。また、1年分をまとめて納めていただくことも可能です。

土地・家屋については、都市計画税についても併せて納めていただくこととなります（P38参照）。

宅地の評価の流れ

宅地の評価は総務大臣が定めた「固定資産評価基準」によって行います。

令和5年度の宅地の価格は地目の変換などの特別の事情がない限り、令和3年度(基準年度)の価格を据え置いています。

ただし、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、令和4年7月1日時点の地価調査価格などの地価動向を参考に価格の修正を行っています。

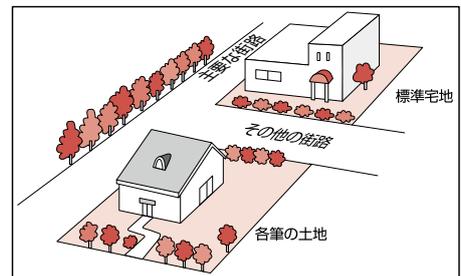
①用途地区の区分

すべての宅地について、利用状況の類似する地域ごとに、次に定める用途地区に区分します。

用途地区			
商業地区		住宅地区	工業地区
高度商業地区Ⅰ	繁華街地区	普通住宅地区	大工場地区
高度商業地区Ⅱ	普通商業地区	併用住宅地区	中小工場地区

②状況類似地域の区分

用途地区をさらに、街路の状況、公共施設などの接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便などからみて相当に相違する地域に区分します(「状況類似地域」といいます。)



③主要な街路の選定

状況類似地域ごとに、価格事情および街路の状況などが標準的なものを主要な街路として選びます。

④標準宅地の選定

主要な街路に沿接する宅地(一画地)のうち、奥行、間口、形状などの状況がその地域において標準的なものと認められるものを標準宅地として選びます。【標準宅地の所在は大阪市ホームページなどで公開しています。】

⑤標準宅地の適正な時価の評定

標準宅地の適正な時価は、基準年度である令和3年度において、令和2年1月1日時点の地価公示価格および不動産鑑定士による鑑定評価から求められた価格等を活用し、これらの価格の7割を目途として求めます。

⑥主要な街路の路線価の付設

⑤で求められた標準宅地の適正な時価(1㎡あたりの価格)を主要な街路の路線価とします。

⑦その他の街路の路線価の付設

その他の街路の路線価は、主要な街路の路線価を基礎として、街路の幅員、駅や公共施設への距離、周辺の土地の利用状況、家屋の疎密度、都市計画の用途地域や容積率などを総合的に考慮して求めます。【固定資産税路線価図は大阪市ホームページ(マップナビおおさか)などで公開しています。】

⑧それぞれの宅地の評価額の算定

それぞれの宅地の評価額は、⑥および⑦で付設した路線価をその宅地(一画地)の奥行、間口、形状、街路との関係(角地等の場合は加算があります。)などによって補正し、地積を乗じて求めます(一画地の宅地ごとに評価額を算出します。一画地は、原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって、二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部分をもって一画地とする場合があります。)

⑨地価下落を反映した価格(評価額)の修正

令和5年度の宅地の評価額の修正は、令和2年1月1日から令和4年7月1日までの地価の下落を反映し、状況類似地域を単位として行っています。

令和2年1月1日以降、地価の下落が認められる場合は次の算式で求めます。

令和5年度の
価格

=

令和2年1月1日時点の
路線価に基づいて求めた評価額

×

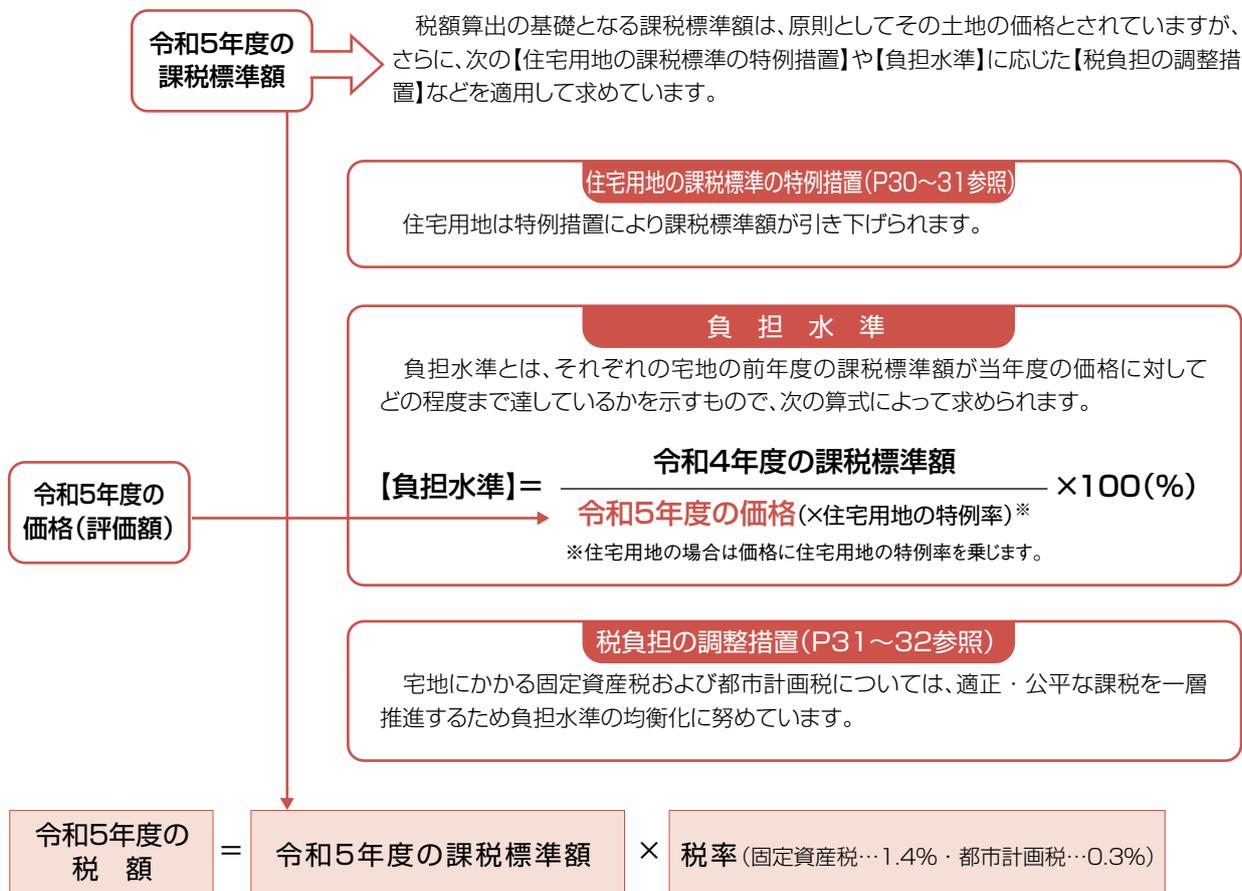
令和5年度修正率※

※令和2年1月1日から令和4年7月1日までの地価下落の修正率

▶ 宅地の税額の求め方

宅地について価格（評価額）から税額を求めるまでの流れは、次のとおりです。

宅地の評価の流れ ……▶ P29参照



▶ 住宅用地の課税標準の特例措置

住宅の敷地になっている住宅用地の税負担は、特に軽減することとされており、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地の区分に応じた特例率を価格に乗じて課税標準額を求めています。

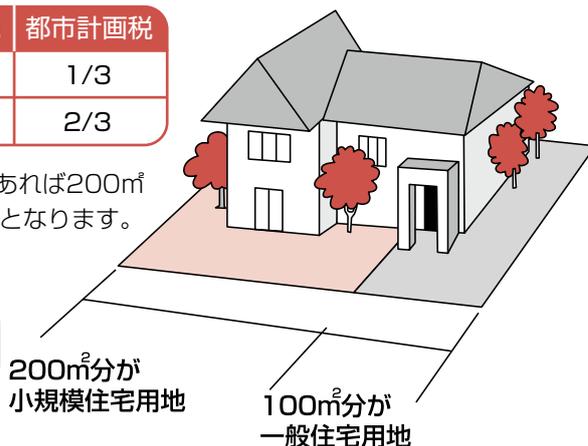
- 小規模住宅用地
 - ▽住宅1戸あたり200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は200㎡までの部分)
 - ▽固定資産税の課税標準額は、価格の1/6(都市計画税は1/3)の額となります。
- 一般住宅用地
 - ▽小規模住宅用地以外の住宅用地(住宅1戸あたり200㎡を超える部分)
 - ▽固定資産税の課税標準額は、価格の1/3(都市計画税は2/3)の額となります。

【住宅用地の特例率】住宅1戸ごとに認定します。

住宅用地の区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	200㎡以下の部分	1/6	1/3
一般住宅用地	200㎡を超える部分	1/3	2/3

たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

敷地面積300㎡の一戸建住宅



特例措置が適用される住宅用地の面積

$$\text{住宅用地の面積} = \text{家屋の敷地面積} \times \text{住宅用地の率}$$

住宅には、その全部をお住まいとして利用されている専用住宅と、店舗付きの住宅などその一部をお住まいとして利用されている併用住宅があります。

専用住宅の場合は、その敷地すべてが住宅用地になります(ただし、家屋の延べ床面積の10倍まで)。

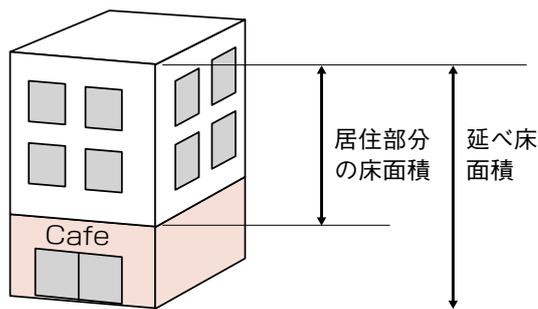
併用住宅の場合は、その敷地(ただし、家屋の延べ床面積の10倍まで)に住宅用地の率を乗じて得た面積が住宅用地となります。

住宅用地の率は、家屋の延べ床面積に占める居住部分の床面積の割合(「居住割合」といいます。)によって、次表のとおり定められています。

$$\text{【居住割合】 居住割合} = \frac{\text{居住部分の床面積}}{\text{延べ床面積}}$$

住宅用地の率

家 屋		居住割合	住宅用地の率
専 用 住 宅		全部	1.0
併用住宅	地上4階建て以下	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0
	地上5階建て以上	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0	



(注)居住割合が4分の1未満である併用住宅の敷地は、家屋の階数に関わらず商業地等(非住宅用地)となります。

住宅用地の申告

住宅用地の認定を行うため、次のような場合は、住宅用地の申告書を提出してください。

- 住宅を新築・増築した場合
- 家屋の用途を変更した場合
- 住宅を取り壊した場合

申告期限 毎年1月31日

提出先 市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除きます。)

Q&A 土地の用途を変更した場合の税金は? ⇒P56

税負担の調整措置

宅地にかかる固定資産税および都市計画税については、課税の公平の観点から負担の均衡化を進めることや、評価替えによる価格の上昇に伴う課税標準額の急激な上昇を抑制することを目的に、税負担の調整措置が講じられています。

「負担水準」とは、それぞれの宅地の前年度の税額の算出の基礎となる課税標準額が当年度の価格に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{【負担水準】} = \frac{\text{令和4年度の課税標準額}}{\text{令和5年度の価格}(\times \text{住宅用地の特例率})^*} \times 100(\%)$$

*住宅用地の場合は価格に住宅用地の特例率を乗じます。

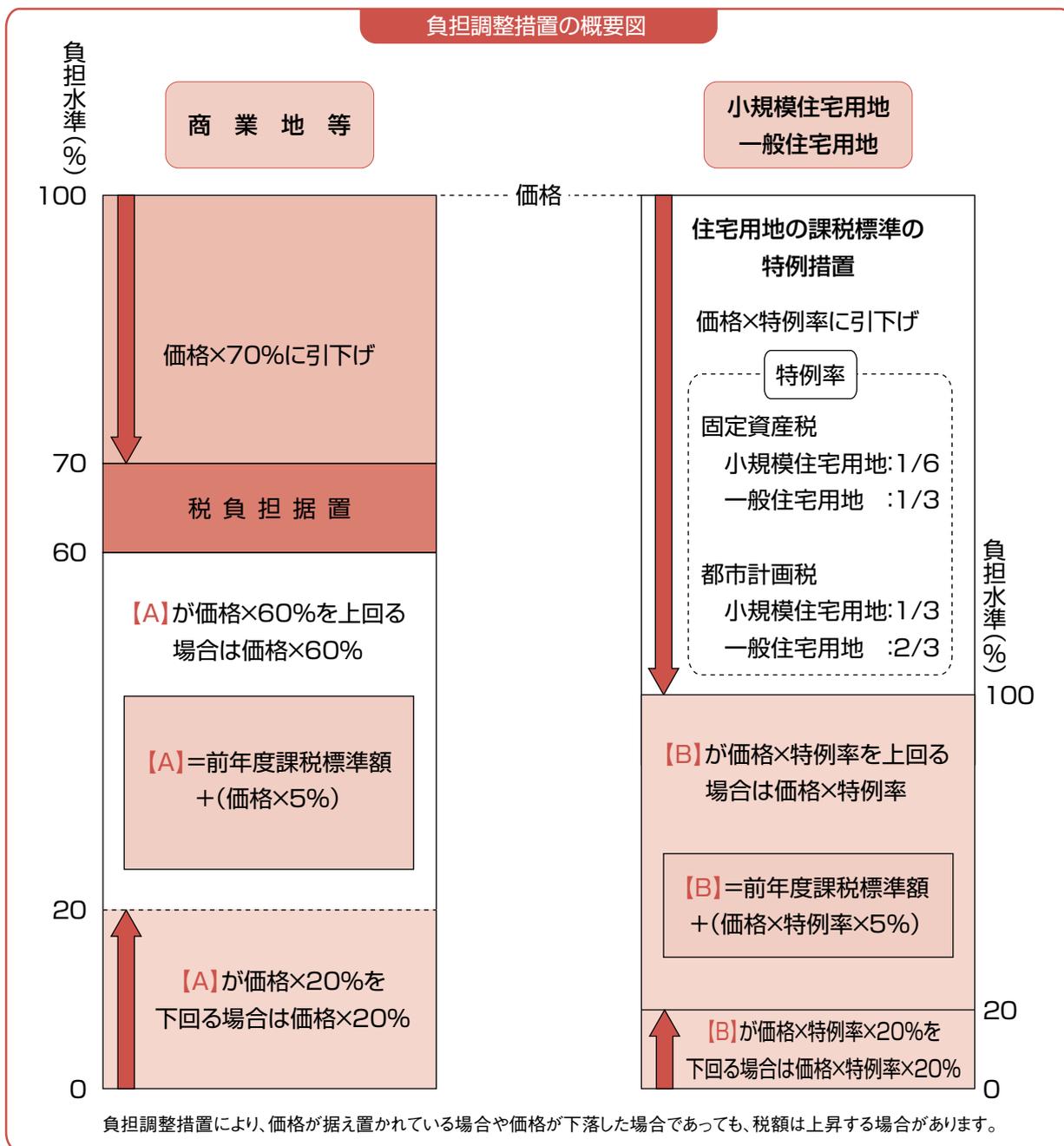
固定資産税および都市計画税の税負担の調整措置については、次のとおりです。
(負担調整措置の概要図P32参照)

●住宅用地(小規模住宅用地および一般住宅用地)

- ①負担水準が100%以上の住宅用地については、当年度の価格に住宅用地の特例率を乗じた額が課税標準額となります。
- ②負担水準が100%未満の住宅用地については、前年度課税標準額に当年度の価格に住宅用地の特例率を乗じて得た額の5%を加えた額が課税標準額となります。ただし、その額が、当年度の価格に住宅用地の特例率を乗じて得た額を上回る場合には当年度の価格に住宅用地の特例率を乗じた額となり、当年度の価格に住宅用地の特例率を乗じて得た額の20%を下回る場合には20%相当額となります。

●商業地等(店舗、事務所、工場など住宅以外の家屋の敷地および空地)

- ①負担水準が70%を超える商業地等については、当年度の価格の70%が課税標準額となります。
- ②負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度課税標準額が据え置かれます。
- ③負担水準が60%未満の商業地等については、前年度課税標準額に当年度の価格の5%を加えた額が課税標準額となります。ただし、その額が、価格の60%を上回る場合には60%相当額となり、価格の20%を下回る場合には20%相当額となります。



農地の税額の求め方

農地は、次のように区分され、それぞれ評価および課税について異なる仕組みが採られています。

- 市街化区域農地…状況が類似する宅地(類似宅地)の価格を基準として評価を行い、一般住宅用地と同様の方法により課税標準額を求め、税額を算定しています。
- 市街化区域農地以外の農地(生産緑地地区内農地)…標準的な農地の適正な時価を算定し、その農地の価格を基準として評価を行い、負担水準に応じて課税標準額を求め、税額を算定しています。

負担水準	課税標準額の求め方
90%以上	前年度課税標準額×1.025(価格が限度)
80%以上90%未満	前年度課税標準額×1.05
70%以上80%未満	前年度課税標準額×1.075
70%未満	前年度課税標準額×1.1

私道の申告等

- 私道のうち、公共用道路など一定の要件にあてはまる場合は、非課税などの認定を行いますので、次のような場合は申告書を提出してください。なお、申告の際には、私道部分の地積を特定できる資料(土地使用図または地積測量図など)を添付してください。
 - 私道を新設した場合
 - 私道を他の用途に変更した場合
- 一筆の土地が形状・利用状況などにより2以上の部分に明確に区分できる場合には、その状況に応じてそれぞれを分割して評価したうえで課税を行う場合がありますので、該当する土地をお持ちの方は土地分割評価届出書を提出してください。

提出先 市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除きます。)

Q&A 土地や家屋にかかる税金は? ⇒P57

▶ 家屋の税額の求め方

家屋の価格は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」によって求めます。

$$\text{価格(評価額)} = \text{再建築費評点数}^{*1} \times \text{経年減点補正率等}^{*2} \times \text{評点1点当たりの価額}^{*3}$$

*1 再建築費評点数……評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するものとした場合に必要とされる工事費などに相当するもの

*2 経年減点補正率等……家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況に応じて減価補正を行うための補正率など

*3 評点1点当たりの価額……木造家屋1.05円、非木造家屋1.10円、簡易附属家1.00円

令和5年度の家屋の価格(評価額)は、増築・改築などの特別な事情がある場合を除いて、令和3年度(基準年度)の価格を据え置いています。

ただし、令和4年1月2日以降に新築・増築・改築などされた家屋の価格(評価額)については、その家屋に使用されている資材、施工量などに基づき、「固定資産評価基準」に定められている標準評点数により再建築費評点数を算出して求めています。

家屋の固定資産税及び都市計画税の税額を算出する基礎となる課税標準額は、原則としてその家屋の価格とされています。

$$\text{令和5年度の税額} = \text{価格(=令和5年度の課税標準額)} \times \text{税率(固定資産税}\cdots 1.4\% \cdot \text{都市計画税}\cdots 0.3\%)$$

Q&A 家屋の評価はどのようにされますか? ⇒P57

新築住宅および認定長期優良住宅にかかる固定資産税の減額措置

新築住宅が次の要件を満たしている場合は、その住宅部分(120㎡までの部分に限ります。)にかかる固定資産税の2分の1の額が減額されます。

●減額の対象となる新築家屋の要件

住宅部分の床面積……50㎡以上280㎡以下(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上)

(注1)共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホールなどの共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸あたりの床面積で上記床面積要件を判定します。

(注2)店舗付きの住宅などのように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるものに限られます。

●減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象とはなりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

●減額される期間

・3階建て以上の耐火住宅、準耐火住宅……新築後5年間

・上記以外の住宅……新築後3年間

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅を新築した場合の減額期間は次のとおりです。
なお、適用には認定を受けて新築された住宅であることを確認できる書類を添付し、新築された翌年の1月31日まで(1月1日に新築された場合は当年の1月31日まで)の間に申告していただく必要があります。

●減額される期間

・3階建て以上の耐火住宅、準耐火住宅……新築後7年間

・上記以外の住宅……新築後5年間

申告期限 新築された翌年の1月31日まで(1月1日に新築された場合は当年の1月31日まで)

提出先 市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除きます。)

住宅のリフォーム（改修）を行った場合の固定資産税の減額措置

住宅について、一定の要件を満たすリフォーム（改修）工事を行った場合には、次のとおり固定資産税の一定の割合が減額されます。具体的な要件や各申告書、添付書類など、詳細については、市税事務所固定資産税（家屋）グループへお問い合わせください。

内容	減額適用要件	固定資産税が 減額される割合	減額される期間
住宅の耐震改修を行った場合 <small>（現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書などを添付し、改修工事の完了後3か月以内に申告していただく必要があります。）</small>	1 昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。 2 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たす改修工事を実施した住宅（120㎡までの部分に限る。）であること。	1/2 ^{※1}	改修の翌年度から1年間 ^{※3} <small>（改修工事が完了する直前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適合建築物であった場合については、改修の翌年度から2年間減額が適用されます。）</small>
住宅のバリアフリー改修を行った場合 <small>（工事内容を示す書類などを添付し、改修工事の完了後3か月以内に申告していただく必要があります。）</small>	1 新築された日から10年以上経過している、お年寄りや車いすを使用される方などがお住まいの住宅（賃貸住宅などを除く。）であること。 2 一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を実施した住宅（100㎡までの部分に限る。）であること。	1/3	改修の翌年度から1年間 ^{※3}
住宅の省エネ改修を行った場合 <small>（熱損失防止改修工事であることの証明書などを添付し、改修工事の完了後3か月以内に申告していただく必要があります。）</small>	1 平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅などを除く。）であること。 2 窓または、窓と併せて行う外壁等の熱の損失を防止する一定の要件を満たす省エネ改修工事等を実施した住宅（120㎡までの部分に限る。）であること。	1/3 ^{※2}	改修の翌年度から1年間 ^{※3}

申告期限 改修工事の完了後3か月以内

提出先 市税事務所（船場法人市税事務所および同分室を除きます。）

※1 耐震改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3

※2 省エネ改修工事等を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3

※3 改修工事が1月2日から3月31日までに完了した場合は、翌々年度から1年間

●特定空家等について

市長が特定空家等（※）として勧告を行った場合は、これにかかる敷地について住宅用地の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

（※）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等（「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項）。

償却資産の税額の求め方

償却資産については、前年中に取得された資産はその取得価額を、前年前に取得された資産はその資産の令和4年度の価格を基礎として、それぞれの資産の耐用年数に応じた減価を考慮してその価格を求めています。

区 分	価格の算出方法
前年中(令和4年1月2日から令和5年1月1日まで)に取得した資産	価格=取得価額× $(1-\frac{\text{減価率}}{2})$
前年前(令和4年1月1日以前)に取得した資産	価格=令和4年度の価格×(1-減価率) 〔なお、算出した額が取得価額の5%の額よりも小さい場合は、取得価額の5%の額としています。〕

(注1)取得価額…原則として国税の取り扱いに同じです。

(注2)減価率…固定資産評価基準別表第15に定める率(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第7に掲げる旧定率法の償却率と同じ率)

償却資産については、原則として価格が課税標準額となります。

$$\text{令和5年度の税額} = \text{価格(=令和5年度の課税標準額)} \times \text{税率(固定資産税…1.4\%)}$$

償却資産の申告

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。

申告期限 毎年1月31日

提出先 船場法人市税事務所
 窓口へお持ちいただく場合は他の市税事務所(P60参照)でもご提出が可能です。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示すると…

資産の種類	具 体 例
①構築物	構 築 物 広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事など
	建物附属設備 受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など
③船舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両および運搬具	大型特殊自動車、各種運搬具など <small>(注)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産の対象には含まれません。</small>
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など

eLTAX(エルタックス)での申告について

eLTAXを利用してインターネットで固定資産税(償却資産)の申告ができます(P50~51参照)。

Q&A 償却資産の申告の対象となる資産は? ⇒P58

▶ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、原則として4月1日から固定資産税(第1期分)の納期限の日まで、お持ちの土地または家屋と同一区内の土地または家屋の価格等を記載した「縦覧帳簿」をご覧いただき、ご自分の土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較することを通じて価格の適正さを判断していただく制度です。

縦覧には土地または家屋をお持ちであることの確認を容易にするため、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または4月上旬に市税事務所から送付する納税通知書をお持ちください(代理人の場合は委任状が必要です。)

なお、お持ちの固定資産(土地・家屋)の価格等については、納税通知書に添えて課税明細書を送付してお知らせしています。

縦覧場所

お持ちの土地または家屋のある区を担当する市税事務所

なお、市役所・区役所・区出張所等・船場法人市税事務所および同分室では縦覧できません。

▶ 審査の申出について

固定資産税の納税者は納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産の価格について不服がある場合、納税通知書の交付または固定資産決定(修正)価格等登録通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」といいます。)に対して文書により審査の申出をすることができます。

また、審査の申出にかかる委員会の決定に不服があるときは、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(委員会が被告の代表者となります。)として決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、委員会が審査の申出を受けた日の翌日から起算して30日以内に決定をしないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなして、その取消しの訴えを提起することができます。

審査申出書はなるべく固定資産のある区を担当する市税事務所の管理担当を経由して提出してください。

審査申出書は市税事務所管理担当に備え付けているほか、大阪市ホームページからも入手できます。

大阪市 審査申出



▶ 固定資産税路線価図の公開

納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価図を公開しています。

また、標準宅地の所在についても公開しています。

※路線価とは、その街路に面している標準的な宅地の1㎡あたりの価格のことです。

公開場所

- 市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除く。)
 - 市役所財政局税務部課税課固定資産税グループ、税務部分室(大阪駅前第2ビル4階)
 - 市役所市民情報プラザ
 - 大阪市公文書館 ●大阪市立中央図書館
- ※大阪市ホームページ(マップナビおおさか)等においてもご覧いただけます。

大阪市 固定資産税路線価



▶ 固定資産地籍図の公開

納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、固定資産地籍図を大阪市ホームページ(マップナビおおさか)にて公開しています。

※固定資産地籍図とは土地の所在(町名・丁目・地番)、配置などを表示した地図のことです。

大阪市 固定資産地籍図



実地調査にご協力をお願いします。

固定資産税の評価・課税を適正に行うために、市税事務所の職員が実地調査にうかがいますので、ご協力をお願いします。

- 土地……………分筆・合筆、利用状況の変更があった場合など
- 家屋……………新築・増築・改築・用途変更があった場合など
- 償却資産……………申告内容の確認が必要な場合など

都市計画税

市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している方に課税されるものです。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。

▶ 納税義務者

令和5年度分の都市計画税を納めていただく方(納税義務者)は、令和5年1月1日(「賦課期日」といいます。)現在、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している方です。大阪市では全ての地域が都市計画区域となっており、ほぼ全域が市街化区域(既に市街地を形成している区域およびおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)となっています。

▶ 税額の計算方法

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率(0.3\%)}$$

▶ 課税標準額

固定資産税における固定資産の価格が、原則として税額算出の基礎となる課税標準額になります。

なお、土地に対する都市計画税についても固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置がありますので、住宅用地については、次により計算した額が課税標準額になります。

- ①小規模住宅用地(住宅1戸あたり200㎡以下の住宅用地) ……………価格×1/3
- ②一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地(200㎡を超える部分)) ……………価格×2/3

また、土地に対する都市計画税の税負担については、固定資産税と同様の税負担の調整措置が講じられています(P31～32参照)。

▶ 免税点

固定資産税が課税されない場合は課税されません(P28参照)。

▶ 納税の方法

固定資産税と併せて納めていただくことになります。

▶ 使途

都市計画税(令和5年度予算656億円)は、街路事業、公園事業、土地区画整理事業などの財源として使われます。

●地代・家賃について

地代や家賃については、固定資産税および都市計画税の負担の状況のみによって変わるものではなく、借地・借家の状況、賃貸借関係の経緯なども考慮して貸主の方と借主の方との話し合いで決められるものです。

貸主・借主の両方で合意できない場合など、地代や家賃に関する問題でお困りの方は、市役所および区役所で、弁護士による無料法律相談を行っていますので、ご利用ください。

大阪市 法律相談

検索



軽自動車税

軽自動車税は、種別割と環境性能割で構成されます。

種別割

軽自動車や原動機付自転車などを所有している方に課税されるものです。

▶ 納税義務者

4月1日(「賦課期日」といいます。)現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している方です。

したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に廃棄・譲渡してもその年度分の納税義務を負うことになります。

(注)所有権留保付売買(ローン購入)にかかる車両については、当該車両の買主が所有者とみなされます。

▶ 納税の方法

市税事務所から送付する納税通知書により納めていただくことになります。

令和5年度の納期は5月1日から5月31日までです。

▶ 税率(年額)

①原動機付自転車および2輪車等

種 類	税率(年額)	
原動機付自転車	①総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの(④に掲げるものを除く。)	2,000円
	②2輪のもので、総排気量50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円
	③2輪のもので、総排気量90ccを超え125cc以下または定格出力0.8kwを超え1kw以下のもの	2,400円
	④3輪以上のもので総排気量20ccを超え50cc以下または定格出力0.25kwを超え0.6kw以下のもの…ミニカー	3,700円
軽 2 輪 (軽 自 動 車)	2輪のもので、総排気量125ccを超え250cc以下のもの(側車付のものを含む。)	3,600円
	その他のもの(専ら雪上を走行するもの)で、総排気量660cc以下のもの	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車(最高速度35km/h未満)	2,400円
	その他のもの(最高速度15km/h以下)	5,900円
2輪の小型自動車で、総排気量250ccを超えるもの(側車付のものを含む。)		6,000円

②4輪以上および3輪の軽自動車

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両は、税率欄の「平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両」の、平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、税率欄の「平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両」のとおりとなります。

なお、最初の新規検査から13年を経過した車両は、税率欄の「最初の新規検査から13年を経過した車両」のとおりとなります。

種 類	税率(年額)				
	最初の新規検査から13年を経過した車両※	平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両(左欄に該当する車両を除く)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両		
3輪のもので、総排気量660cc以下のもの		4,600円	3,100円	3,900円	
4輪以上のもので、総排気量660cc以下のもの	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

(注)「営業用」とは、旅客自動車運送事業および貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいい、道路運送車両法に基づく自動車検査証に「事業用」と記載されているものが該当します。

③燃費性能等に応じたグリーン化特例による軽減

3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいもので、次の対象車両は、最初の新規検査を受けた日の属する年度の翌年度のみ軽自動車税(種別割)が軽減され、次の表の「グリーン化特例による軽減税率(年額)」が適用されます。なお、軽減税率が適用された年度の翌年度以降は、「②4輪以上および3輪の軽自動車」の表中の「平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両」欄に掲げた税率が適用されます。

<対象車両> 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの
(下記③については、令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの)

種 類			グリーン化特例による軽減税率(年額)		
			電気軽自動車 天然ガス軽自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2 (揮発油を内燃機関の燃料とするもの)	
				基準1※3	基準2※4
3輪のもので、 総排気量660cc 以下のもの	乗 用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円③
		自家用			
	貨物用	営業用			
		自家用			
4輪以上のもので、 総排気量660cc 以下のもの	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円③
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

- ※1 天然ガス軽自動車については、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。
- ※3 令和12年度燃費基準90%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準値達成
- ※4 令和12年度燃費基準70%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準値達成
各基準は上記※1～※4を適用し、乗用・貨物用の区分は自動車検査証の用途欄に従います。

申告

軽自動車等を所有(使用)している人は、次のとおり申告(手続き)してください。

申告期限

- ①取得、市外から転入または申告事項に異動があったとき………10日以内
- ②廃棄、譲渡または市外へ転出したとき………30日以内

申告場所(手続き場所)

車 種	申告場所(手続き場所)	所在地と電話番号
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税事務所(ただし、船場法人市税事務所および同分室を除く。)	市税事務所一覧 (P60参照)
3輪・4輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所	〒559-0031 住之江区南港東3-4-62 ☎050-3816-1840
2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	大阪運輸支局なにわ自動車検査登録事務所	〒559-0031 住之江区南港東3-1-14 ☎050-5540-2059

市税事務所で申告する場合に必要なもの

車 種	申告事由	申告に必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下)	●販売店から購入した場合	●軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 ●販売証明書 ●届出者の本人確認書類(運転免許証など)
	●市外の方から譲り受けた場合 ●住所変更(市外から転入)した場合	●軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 ●譲渡証明書(譲り受けた場合) ●前に登録していた市区町村発行の廃車証明書 ●届出者の本人確認書類(運転免許証など)
	●廃棄(スクラップ)した場合 ●譲渡した場合 ●住所変更(市外へ転出)した場合	●軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 ●標識 ●申告済証 ●届出者の本人確認書類(運転免許証など)
	●市内居住者間の譲渡・譲り受けの場合	●軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 ●標識 ●申告済証 ●譲渡証明書 ●届出者の本人確認書類(運転免許証など)
小型特殊自動車	●住所変更(市内間)した場合	●軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 ●申告済証 ●届出者の本人確認書類(運転免許証など)
	●盗難にあった場合	●軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 ●申告済証 ●届出者の本人確認書類(運転免許証など) ●被害届の受理番号など

(注)3輪・4輪以上の軽自動車ならびに2輪の軽自動車または2輪の小型自動車については、それぞれ上記の<申告場所(手続き場所)>へお問い合わせください。

Q&A 警察への盗難届と税の申告は? ⇒P58

Q&A 普通自動車と軽自動車を所有していますが、家族が身体障がい者のため自動車税(種別割)については免除されています。この場合、軽自動車税(種別割)も免除されますか? ⇒P58

環境性能割

3輪・4輪以上の軽自動車を取得された方に課税されるものです。

納税義務者

3輪・4輪以上の軽自動車(中古車を含む。)の取得者

税額の計算方法

$$\text{軽自動車の取得価額(課税標準額)}^{\ast} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※ 取得価額(軽自動車の取得のために通常要する価額)が50万円以下の場合免税

税率

令和5年12月31日まで

区 分			税 率	
			自家用	営業用
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 ^{※1}			非課税	
ガソリン 軽自動車 ^{※2}	乗用車	令和12年度燃費基準75%達成 ^{※3}	非課税	
	トラック(貨物)	平成27年度燃費基準125%達成	非課税	
	乗用車	令和12年度燃費基準60%達成 ^{※3}	1.0%	0.5% ^{※4}
	トラック(貨物)	平成27年度燃費基準120%達成		
	乗用車	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0% ^{※4}
トラック(貨物)	平成27年度燃費基準115%達成			
上記以外の車両	乗用車		2.0% ^{※4}	2.0% ^{※4}
	トラック(貨物)			

令和6年1月1日から

区 分			税 率	
			自家用	営業用
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 ^{※1}			非課税	
ガソリン 軽自動車 ^{※2}	乗用車	令和12年度燃費基準80%達成 ^{※3}	非課税	
	トラック(貨物)	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	
	乗用車	令和12年度燃費基準70%達成 ^{※3}	1.0%	0.5% ^{※4}
	トラック(貨物)	令和4年度燃費基準達成		
	乗用車	令和12年度燃費基準60%達成 ^{※3}	2.0%	1.0% ^{※4}
トラック(貨物)	令和4年度燃費基準95%達成			
上記以外の車両	乗用車		2.0% ^{※4}	2.0% ^{※4}
	トラック(貨物)			

※1 平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

※2 平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)

※3 令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

※4 当分の間、適用される税率

納税方法

申告納付による(当分の間は、大阪府が賦課徴収を行います。)

納税方法に関するお問い合わせ先: 軽自動車検査協会 大阪主管事務所 軽自動車税(環境性能割)担当(☎06-6612-2181)

市たばこ税

たばこの卸売販売業者等に課税されるものです。

▶ 納税義務者

市内の小売販売業者に対し、製造たばこの売渡し等をした卸売販売業者等です。

▶ 申告と納税

卸売販売業者等は、毎月、次の計算方法により税額を算出し、翌月末日までに税額等を申告し、その税額を納付することになっています。

▶ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数 × 税率

▶ 税率 (1,000本につき)

区分		税率
市	市たばこ税	6,552円
参考 府 国	府たばこ税	1,070円
	たばこ税	6,802円
	たばこ特別税	820円

「加熱式たばこ」および「葉巻たばこ」等を紙巻たばこの本数に換算する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先および申告先

船場法人市税事務所(法人市民税・事業所税グループ) ⇒P60

事業所税

事業所等において事業を行う法人
または個人に課税されるものです。

大都市では、人口・企業の集中が著しく、上・下水道、ごみ処理など、都市施設の整備や環境改善に毎年多額の経費がかかっています。こういった大都市地域における行政サービスと事業活動との受益関係に着目し、これらの地域に所在する事務所・事業所に対し負担を求めるとい趣旨で、事業所税が設けられています。

事業所税には資産割と従業者割があり、税収は、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てられます。

▶ 納税義務者等

区分	資産割	従業者割
納税義務者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積(事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人	事業年度
	個人	課税期間(1月1日から12月31日)
税率	1㎡につき年額600円	従業者給与総額の0.25%
免税点	事業所床面積1,000㎡以下	従業者数100人以下
納税方法	申告納付	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月を経過する日
	個人	翌年の3月15日

(注1)事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。その事業所等が、自己の所有か否かは問いません。

(注2)免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在における、市内の各事業所等の事業所床面積又は従業者数の合計値で行います。

(注3)資産割または従業者割のいずれか一方だけが免税点を超過、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超過したものについて単独で申告納付が必要となります。

(注4)免税点以下となる場合でも、市内の事業所床面積の合計が800㎡を超える場合、もしくは従業者数の合計が80人を超える場合、または前事業年度に税額があった場合には、申告書の提出が必要となります。

Q&A 複数の事業所で事業を行っている場合の事業所税は? ⇒P56

▶ 用途

事業所税(令和5年度予算290億円)は主に、下水道事業関係、校舎建設費などの財源として使われます。

▶ 非課税および課税標準の特例

事業所税には、その課税の趣旨・目的にかんがみ、地方税法において非課税や課税標準の特例の規定が設けられています。詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 事業所税 非課税

検索



▶ 市内で事業所用家屋を事業者に貸し付けている方へ

本市では市税条例により、事業者に貸し付けている事業所用家屋(以下「貸ビル等」といいます。))について、事業所税などの課税資料として、貸ビル等の所有者(所有者から賃貸し、実際の入居者に転貸している場合の当該転貸者を含みます。)から床面積や入居者などを申告していただいております。

貸ビル等申告者一覧表

区分	申告が必要な場合	申告義務者	申告期限	申告事項	申告に用いる申告書の種類
1	事業所税の納税義務者に新たに事業所用家屋を貸し付けた場合	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けた者	貸付けを行った日の属する月の翌月末日	貸付けを行った日 現在の貸付状況	・「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」 ・「事業所用家屋(貸ビル等)貸付(使用)状況明細書」 ・「一部共用に係る計算書」
2	入居者に異動が生じた場合	同上	異動の生じた日の属する月の翌月末日	異動のあった入居者の名称など	・「事業所用家屋(貸ビル等)入居者異動申告書」
	申告事項に異動が生じた場合	同上	同上	上記以外の申告事項の異動状況	・「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」 ・「事業所用家屋(貸ビル等)貸付(使用)状況明細書」 ・「一部共用に係る計算書」
3	事業所用家屋の貸付けを廃止した場合	事業所用家屋の貸付けを廃止した者	貸付けを廃止した日の属する月の翌月末日	貸付けを廃止した年月日など	・「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」

eLTAX(エルタックス)での申告・納税について

eLTAXを利用してインターネットで事業所税の申告、電子納税、法人設立・設置届などの電子申請・届出ができます(P50~51参照)。

お問い合わせ先および申告先

船場法人市税事務所(法人市民税・事業所税グループ) ⇒P60

入湯税

鉱泉浴場(温泉施設)を利用される方に課税されるものです。

環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるため、入湯税を課税しています。

▶ 納税義務者

鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方です。

▶ 税率

1人1日につき150円
(宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とします。)

▶ 課税免除

次の方については、入湯税が課税されません。

- ・小学生以下の方
- ・1,500円以下(消費税額を除く。)の料金で利用する方(宿泊の方を除く。)
- ・共同浴場、一般公衆浴場(銭湯)を利用する方
- ・医療提供施設、社会福祉事業の用に供する施設を利用する方
- ・学校等が実施する修学旅行その他の行事に参加している方

▶ 納税の方法

鉱泉浴場施設へお支払いいただくこととなります。

▶ 用途

入湯税(令和5年度予算2億円)は、観光振興事業、消防施設整備事業、環境衛生施設整備事業などの財源として使われます。

お問い合わせ先および申告先

船場法人市税事務所(法人市民税・事業所税グループ) ⇒P60

3 納税のご案内

自主納税と滞納

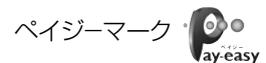
▶ 自主納税

市税は、定められた期限(納期限)までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくものです。

大阪市では、金融機関の窓口での納付のほか、口座振替・自動払込の利用により、安全・確実・便利に納付ができます(P45参照)。

ペイジーマーク付きの納付書であれば、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMの利用が可能です。また、コンビニ収納用バーコードが印字された納付書であれば、全国の取扱いコンビニエンスストアでの納付が可能です。

なお、eL-QRが印字された納付書であればクレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用して、いつでもどこでも納付いただけます(市税の納付場所・納付方法についてはP46参照)。



▶ 市税の納期限内納付をお願いします

納期限までに納付いただけない場合は滞納となります。滞納を整理するためには督促状の作成・送付などに多額の費用がかかり、この費用は、市民の皆様のために使われるべき市税から支出されます。市税を滞納すると、延滞金などで納税者自身にとって不利益となることはもちろんですが、市民サービスに支障をきたすことになりかねませんので、必ず納期限内納付をお願いします。

なお、個人市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税の納期限の1週間前および前日にメールでお知らせする「納期限のお知らせ」サービスを行っていますので、納付のうっかり忘れをしないためにも、大阪市ホームページからぜひご登録ください。

大阪市 納期限のお知らせ

検索



▶ 滞納と延滞金

滞納になると、納期限までに納めていただいた方との公平を保つため、本来の税額のほかに、延滞金についても、あわせて納めていただかなければなりません。

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、次の割合で延滞金が計算されます。

- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は延滞金特例基準割合(注)に年1%を足した割合(上限は7.3%)
- ・ それ以降は延滞金特例基準割合に年7.3%を足した割合(上限は14.6%)

なお、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの延滞金の割合は次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から1か月以内 年2.4%
- ・ それ以降の期間 年8.7%

(注)延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合となります。

▶ 滞納処分

納付資力があながら、納付いただけない場合には、財産調査を行い、預金・給与・不動産・生命保険などを差し押さえ、公売するなどの滞納処分を行うことになります。

▶ 納税推進センターによる納付の呼びかけ

全ての市税事務所に「納税推進センター」を設置し、民間会社のオペレーターによる納付の呼びかけを行っています。

早期に集中的に、納付の呼びかけを行うなどのきめ細かな対応により、滞納の早期解消をめざし、市税収入の確保に努めています。

口座振替・自動払込

市税の納付は、安全・確実・便利な口座振替・自動払込をご利用ください。

- 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
- うっかり納め忘れる心配がなく、納付が確実です。
- 金融機関等へ出かける手間がいらす、お忙しい方には便利です。

また、省資源化、経費削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。



お申込みは Web が便利です！

申込み可能な市税	個人市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)															
振替(払込)日	各期の納期限の日(「1年分まとめて納付」される方は、最初の納期限の日。なお、令和5年度の申込受付期限は過ぎておりますので、期別でのお申込みとなります。)振替(払込)日が土曜・日曜・祝休日の場合は、その翌開庁日となります。															
振替(払込)額	領収証書は発行されませんので、振替(払込)内容は預貯金通帳等によりご確認ください。															
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の店舗で取扱いができる金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ：みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行及び郵便局 ・上記以外の金融機関では、大阪府内のほとんどの店舗で取扱いができます。(ただし、大阪市公金収納取扱店に限ります。) ※インターネット専業銀行は取扱いできません。 ※「Webによるお申込み」、「市税事務所窓口でのお申込み」の場合は、対応金融機関が限られます(詳しくは、【お申込み手続き】をご確認ください)。 ※最新の情報は大阪市ホームページをご確認ください。 															
金融機関等受付期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>振替(払込)開始期</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人市・府民税(普通徴収)</td> <td>本年4月末日</td> <td>本年7月末日</td> <td>本年9月末日</td> <td>本年12月30日</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 固定資産税(償却資産)</td> <td>本年1月末日</td> <td>本年6月末日</td> <td>本年11月25日</td> <td>翌年1月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>受付期限が金融機関の休業日の場合は、その前営業日となります。</p>	振替(払込)開始期	第1期	第2期	第3期	第4期	個人市・府民税(普通徴収)	本年4月末日	本年7月末日	本年9月末日	本年12月30日	固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 固定資産税(償却資産)	本年1月末日	本年6月末日	本年11月25日	翌年1月末日
振替(払込)開始期	第1期	第2期	第3期	第4期												
個人市・府民税(普通徴収)	本年4月末日	本年7月末日	本年9月末日	本年12月30日												
固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 固定資産税(償却資産)	本年1月末日	本年6月末日	本年11月25日	翌年1月末日												
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申込内容に不備があった場合などは、登録までに時間を要する場合があります。 ・お申込み後、口座振替・自動払込の受付処理が完了しますと「口座振替・自動払込登録完了のお知らせ」のハガキをお送りしますので、開始期・金融機関等をご確認ください。 															

【お申込み手続き】

Webによるお申込み (Web口座振替受付サービス)	市税事務所窓口でのお申込み (ページー口座振替受付サービス)	申込書によるお申込み
<p>パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを利用して、いつでも申込みができます。このサービスを利用することにより、金融機関窓口に向く必要がなく、記入や押印も不要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">  <p>こちらから簡単にアクセスできます。</p> </div> <p><対応金融機関> みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、永和信用金庫、北おおさか信用金庫、ゆうちょ銀行 ※上記の対応金融機関以外を希望される場合は、「申込書によるお申込み」をご利用ください。 <利用できる方> 対応金融機関預貯金口座のキャッシュカードをお持ちの個人の方(法人口座での利用はできません。)</p>	<p>市税事務所窓口を設置の口座振替受付端末にてキャッシュカード(ただし、磁気ストライプ付きに限り)を読み取り、暗証番号を入力することで、押印不要でその場での申込みができます。</p>	<p>大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、取扱金融機関へ持参いただくか、もしくは船場法人市税事務所 収納管理グループの窓口へ郵送等によりご提出ください。</p> <p>なお、大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書は、市内の取扱金融機関、市税事務所、区役所などに備え付けてあります。</p> <p>また、ゆうちょ銀行および郵便局以外の金融機関への申込書は大阪市ホームページからも入手できます。</p>

※詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市税 口座

検索



Q&A 口座振替・自動払込は毎年更新手続きが必要ですか? ⇒P58

市税の納付場所・納付方法

窓
口

(1) 大阪市公金収納取扱金融機関

全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行及び郵便局^(注)

(注)個人市・府民税(特別徴収)の納入書、法人市民税・事業所税・市たばこ税・入湯税の納付書や手書き納付書は、近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)に所在するゆうちょ銀行および郵便局でのみ納付できます。

大阪府内の店舗で取り扱う金融機関

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、一部の農業協同組合など

取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。

大阪市公金収納取扱金融機関



(2) 全国の eL-QR 対応金融機関

eL マークが印字された納付書のみ

リンク先の共通納税対応金融機関一覧の中で、「利用可能チャンネル」に「窓口(QR)」の表示がある金融機関に限ります。

共通納税対応金融機関



(3) 市役所、区役所庁内の銀行派出所

(4) 市税事務所

(5) コンビニエンスストア

コンビニ収納用バーコードが印字された納付書のみ

納付書1枚当たりの納付金額が30万円以下のものが対象です。

納付可能なコンビニエンスストアはこちらから!



キ
ャ
ッ
シ
ュ
レ
ス
決
済

(6) スマートフォン決済アプリによる納付

eL マークが印字された納付書のみ

利用可能なアプリや納付方法をご確認いただいた上で、各アプリを起動し、納付書表面に印字されたeL-QRを読み取ることで納付できます。

(注)アプリの設定により、利用上限金額・本人確認の要否・チャージ方法などに制限が設けられている場合があります。

納付可能なアプリ・納付方法の詳細・操作方法ははこちらから!



(7) クレジットカード納付

eL マークが印字された納付書のみ

地方税お支払サイトより納付できます。



(注)納付金額に応じたシステム利用料が令和5年度から変更になっています。

地方税お支払サイト・納付方法の詳細・操作方法ははこちらから!



(8) 地方税共通納税システムを利用した納付 ※P50・51 参照

(9) その他の納付方法

①インターネットバンキング ②モバイルバンキング ③ATM ④ダイレクト納付

(注1)①②については、金融機関と利用契約が必要です。

(注2)④については共通納税対応金融機関に限ります。eLTAXの利用者IDが必要です。

大阪市公金収納取扱金融機関での操作についてははこちらから!



共通納税対応金融機関での操作についてははこちらから!



(注1)上記の窓口(1)~(5)では、スマートフォン決済アプリやクレジットカードを利用した納付はできません。

(注2)領収証書が必要な場合は、上記の窓口(1)~(5)で納付してください。

納付方法は変更または追加になる場合があります。
最新の情報は大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市税 納付方法



令和5年4月現在

納税のご案内

大阪市税の納付など

市税の減額・免除

納税者が災害で被害にあわれたり、生活保護法の規定による扶助を受けられるなど、特別な事情により納税が困難な場合には、申請に基づき市税が減額・免除される制度があります。

申請期限までに、減免申請書および市税の減額・免除の要件を確認できる書類を市税事務所に提出していただく必要があります。

税目	主な要件	申請期限*
個人市・府民税	●災害(火災・風水害など)により被害を受けた場合	災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日
	●生活保護法の規定による扶助を受けている場合 ●生活困窮により公私の扶助を受けている場合	●普通徴収税額 減免を受けようとする納期の納期限 ●特別徴収税額 減免を受けようとする徴収月の前月末日
	●前年の合計所得金額が一定額以下で失業された場合(自己都合退職、定年退職等を除く)	〔ただし、申請期限前9日目以後に、新たに要件に該当することとなった場合は、該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日〕
	●前年の合計所得金額が一定額以下で当年の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の6割以下に減少する場合(自己都合退職、定年退職等を除く)	●普通徴収税額 減免を受けようとする納期の納期限 ●特別徴収税額
	●前年の合計所得金額が一定額以下で障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合	減免を受けようとする徴収月の前月末日
固定資産税 都市計画税	●災害(火災・風水害など)により被害を受けた固定資産	災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日
	●次に掲げる要件をすべて満たす家屋およびその敷地(所有者居住用の延べ床面積が70㎡以下の家屋およびその敷地に限る) ・1月1日現在、所有者が65歳以上の方、特別障がい者、寡婦またはひとり親の方であること ・所有者および生計を一にする方全員の前年中の所得が住民税均等割非課税限度額以下であること ・所有者がその家屋および敷地以外の固定資産を所有していないこと ・固定資産税および都市計画税の年税額の合計が5万円以下であること	6月30日 〔ただし、申請期限前9日目以後に、新たに要件に該当することとなった場合は、該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日〕
	●生活保護法の規定による生活扶助を受けている方が所有し、かつ自ら使用する家屋およびその敷地(それぞれ70㎡までの部分に限る)	最初の納期限 〔ただし、申請期限前9日目以後に、新たに要件に該当することとなった場合は、該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日〕
軽自動車税 (種別割)	●災害(火災・風水害など)により滅失または使用不能となった場合	災害のやんだ日の翌日から起算して30日を経過する日
	●障がい者等の方が所有し、かつ専用する場合	納期限(5月31日)

*申請期限が、土・日・祝休日・年末年始に該当する場合は、翌開庁日が期限となります。

Q&A 失業した場合などには個人市・府民税の減額・免税の適用はありますか? ⇒P55

政策的な軽減措置について

●『関西イノベーション国際戦略総合特区』における軽減措置

大阪市内の国際戦略総合特区において特定の要件を満たす新エネルギーやライフサイエンス等に関する事業について、法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税が軽減される措置があります。

詳しくは、経済戦略局立地交流推進部立地推進担当(電話:06-6615-3764)までお問い合わせください。

市税にかかる申告、納付等の期限の延長

納税者または特別徴収義務者が、災害等により期限までに申告、申請、請求、その他の書類の提出または納付もしくは納入ができないときは、申請に基づき、それらの期限を延長することができます。

納税の猶予制度

市税を、災害などの事情により納期限までに納付できない場合には、申請に基づき、納税を猶予する次の制度があります。

※ 申請される際には、申請書および「財産目録及び財産収支状況書」など、提出・提示していただく書類等が必要です。申請の手続きに必要な書類等について、詳しくは、お住まいの区もしくは資産をお持ちの区を担当する市税事務所の収納対策担当へお問い合わせいただくか、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 納税の猶予制度

検索



徴収猶予

次に掲げる要件のいずれかに該当し、市税を一時に納付することが困難な場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- 1 財産につき災害を受け、または盗難にあったとき
- 2 本人または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- 3 廃業または休業したとき
- 4 事業につき著しい損失を受けたとき など

換価の猶予

市税を一時に納付することによりその事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあり、納税についての誠実な意思が認められる場合に、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、その財産の換価(売却)が猶予される場合があります。

なお、申請は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に行う必要があります。

4 不服申立て(審査請求)

市税の賦課(課税)決定や差押えなどの処分について不服がある方は、原則としてその処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対し文書により審査請求をすることができます。

詳細については、各処分の通知書をご覧ください。

また、審査請求書は各処分の通知書に記載している市税事務所または財政局税務部管理課に提出してください。

審査請求書は市税事務所および財政局税務部管理課にそれぞれ備え付けているほか、大阪市ホームページからも入手できます。

大阪市税 審査請求書

検索



なお、固定資産税に関して、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、別途、「審査の申出」の制度がありますので、P37をご覧ください。

〔処分又は裁決の取消訴訟〕

1 処分の取消しの訴え

市税の賦課(課税)決定や差押えなどの処分の取消しの訴えは、その処分についての審査請求に対する大阪市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされており、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(大阪市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

なお、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときなどの場合は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 裁決の取消しの訴え

審査請求に対する大阪市長の裁決の取消しの訴えは、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(大阪市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

5 市税にかかる証明書・手数料

大阪市では、市税に関して、次の証明書の発行と固定資産課税台帳の閲覧を窓口において行っています。なお、証明書の発行については、郵送による申請のほか、コンビニ交付サービスなどを利用した請求(P50参照)も受け付けています。

証明書に代えて、納税通知書や課税明細書などがご利用いただける場合もあります。提出先に、どなたの、どのような内容の証明が必要かをご確認ください。

大阪府税(法人事業税・自動車税など)に関する証明書については、府税事務所(P62参照)へご請求ください。

国税(所得税・法人税・酒税・消費税)に関する証明書については、税務署(P63参照)へご請求ください。

証明書の種類および手数料

証明書の種類	証明の内容等	手数料		
		件数	窓口交付等	コンビニ交付
課税(所得)証明書	個人市・府民税の課税額、所得金額などを証明します。	1年度につき	300円	200円
納税証明書	市税の課税額、納付済額などを証明します。	1年度、1税目につき	300円	200円(※2)
固定資産評価(公課)証明書	固定資産課税台帳に記載されている事項を証明します。 法務局への不動産登記申請には、課税明細書をご利用できます。	1件(※3)につき	300円	200円
継続検査用軽自動車税(種別割)納税証明書	軽自動車税(種別割)の滞納がない旨を証明します。 3輪、4輪の軽自動車および2輪の小型自動車の継続検査終了後の自動車検査証の返却時に必要な場合があります。	-	無料	-
住宅用家屋証明書(※1)	個人が取得した家屋(住宅)にかかる登録免許税の軽減措置を受けるために必要です。	1件につき	1,300円	-
固定資産課税台帳の閲覧(※1)	固定資産の評価額や課税標準額など固定資産課税台帳記載事項について閲覧できます。	1件につき	200円	-

(※1) 船場法人市税事務所、同分室、区役所および区役所出張所等での請求はできません。また、船場法人市税事務所分室での課税(所得)証明書および固定資産評価(公課)証明書の請求はできません。

(※2) 納税証明書のコンビニ交付については、個人市・府民税、固定資産税(償却資産を除く)・都市計画税のみ取得いただけます。

(※3) 土地は1筆ごとに1件、家屋は1個または1棟ごとに1件、償却資産は合計または1種類ごとに1件としてお取扱いいたします。コンビニ交付については、1区内に土地を1筆1画地または家屋を1個のみ所有している場合1件として取得いただけます(償却資産はコンビニ交付で取り扱っておりません。)

窓口で証明書を請求される場合

●必要なもの

証明書交付申請書と手数料のほかに、ご本人であることが確認できる書類。

・運転免許証 ・パスポート(旅券) ・健康保険証 ・年金手帳 ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・在留カード
・その他公の機関が発行した資格証明書またはそれに準ずるもの

※本人に代わって代理人が申請する場合は、委任状および代理人であることを確認できる書類が必要です。

●請求窓口

大阪市内のすべての市税事務所(P60参照)・区役所・区役所出張所等(P64~67参照)。

※大阪市役所(P64参照)では、発行していません。

なお、住宅用家屋証明書および固定資産課税台帳の閲覧は、市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除く。)でのみ取り扱っております(区役所・区役所出張所等では請求できません。)

大阪市行政オンラインシステムを利用して証明書を請求される場合

パソコン・スマートフォン・タブレット端末などから大阪市行政オンラインシステムにアクセスして請求してください。

利用できる方や請求できる証明書など、詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 オンライン 税の証明書

検索



▶ 郵送で証明書を請求される場合

- 必要なもの
 - ・証明書交付申請書
 - ・必要通数分の手数料(郵便局の定額小為替)
 - ・切手を貼付した返信用封筒
 ※住宅用家屋証明書に関する必要書類については、市税事務所固定資産税(家屋)グループへお問い合わせください(P60参照)。
- 送付先

〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2-700 大阪市税証明郵送センター ☎06-4797-2712
- 問い合わせ先

請求方法についての一般的な問い合わせについては、市税事務所管理担当(担当する区については、P60参照)もしくは、大阪市税証明郵送センターへお願いします。

証明書交付申請書などは、大阪市ホームページから入手できます。

大阪市 市税の証明に関する申請書

検索



▶ コンビニ交付サービスを利用して証明書を請求される場合

コンビニエンスストアに設置のマルチコピー機で証明書の請求を受け付けています。

利用できる方	大阪市内に住民登録がある15歳以上の方	
利用できるカード	・マイナンバーカード(通知カードは利用できません) ・事前にコンビニ交付サービスの利用登録※1をされている住民基本台帳カード	
利用できるコンビニ	全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート等のマルチコピー機設置店舗	
利用できる時間	6:30~23:00 (年末年始(12月29日~1月3日)およびシステムメンテナンス日を除く。)	
取得できる証明書	・課税(所得)証明書	個人市・府民税の課税・所得情報を把握している方について、5年間分を本人分のみ取得できます。
	・納税証明書	個人市・府民税および固定資産税(土地・家屋分)について、5年間分を本人分のみ取得できます。*2
	・固定資産(土地・家屋)評価(公課)証明書	1区内に土地を1筆1画地または家屋を1個のみ所有している方の資産について、2年間分を本人分のみ取得できます。*2
利用方法	マルチコピー機のメインメニュー画面から「行政サービス」を選び、画面の指示に従ってください。	

※1 新規の利用登録は終了しました。

※2 いずれも個人の方のみに限ります。

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 コンビニ 税の証明書

検索



6 eLTAX(エルタックス)での申告、納税などについて

市税の申告や納税は、地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))を利用して、インターネットによって行うこともできます。

▶ 利用可能な地方公共団体

全国すべての地方公共団体で利用可能です。ただし、地方公共団体により、利用できる税目・手続きなどは異なります。詳しくは、eLTAXホームページでご確認ください。

① 大阪市でご利用いただける手続き

	電子申告	電子申請・届出	共通納税
法人市民税	○確定申告書 ○予定申告書 ○均等割申告書 など	○法人設立・設置届出書 ○異動届 ○更正請求書	○法人市民税(電子申告分) ○法人市民税の見込納付およびみなし納付
事業所税	○事業所税の申告書 ○事業所用家屋貸付等申告書 など	○事業所等新設・廃止申告書	○事業所税(電子申告分)
個人市・府民税 (特別徴収関係)	○給与支払報告書 ○公的年金等支払報告書 ○給与所得者異動届出書 ○特別徴収切替届出(依頼)書 など	○特別徴収義務者の所在地・名称 変更届出書	○個人市・府民税(特別徴収分) ○個人市・府民税(退職所得分)
固定資産税 (償却資産)	○償却資産申告書 など		
その他	○税務代理権限証書	○税務代理権限証書 ○徴収猶予の申請、換価の猶予の申請 ○更正請求書	



eLTAXイメージキャラクター:エルレンジャー

詳しくは、大阪市ホームページでご確認ください。

大阪市 エルタックス

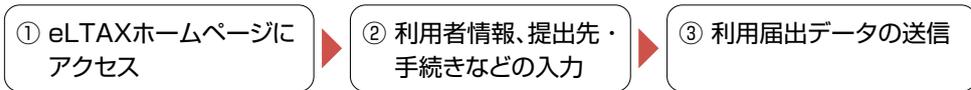
検索



2 利用手順

○利用届出(新規)(※1)

eLTAXを利用するために必要な利用者IDなどを入手する手続きです。



※1 事前に、①インターネットに接続できるパソコン環境、②署名用のプラグインのインストール、③e-mailアドレス、④電子証明書(ただし、税理士に申告書等の作成・送信を依頼している方は不要です。)を準備してください。

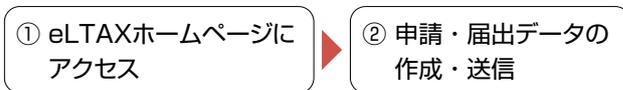
○電子申告

eLTAXの利用届出(新規)を行い、利用者IDを取得した後にご利用ください。



○電子申請・届出

電子証明書を取得済みであれば、利用者IDを取得していなくてもすぐにサービスをご利用いただけます。



○共通納税(※2)

eLTAXを利用して納付情報を取得し、インターネットバンキングなどで納付ができます。



※2 複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能です。詳しくは、eLTAXホームページをご確認ください。

※3 個人市・府民税(特別徴収分)の納付・法人市民税の見込納付およびみなし納付の場合は、電子申告を行わなくても利用できます。

※4 インターネットバンキングを利用して納付する場合、口座の準備が必要です。ATMから納付する場合は不要です。

利用可能なカードブランドは次のとおりです。



3 お問い合わせ先

○eLTAXの利用に関するお問い合わせ

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。

エルタックス

検索



eLTAXの利用に際してご不明な点がありましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

エルタックス よくあるご質問

検索



○大阪市に提出された利用届出や申告データなどに関するお問い合わせ

提出先の船場法人市税事務所の各担当までお問い合わせください(P60参照)。

※国税・大阪府税もインターネットを利用した電子申告ができます。

詳しくは、国税についてはe-Taxホームページ、大阪府税については大阪府税ホームページでご確認ください。

イータックス

検索



府税あらかると

検索



7 大阪府の税金

普通税	府民税	個人府民税	府内に住所のある個人に課税されます。
		法人府民税	府内に事務所・事業所のある法人に課税されます。
		利子等に係る府民税	金融機関等から利子等の支払を受ける個人に課税されます。
		特定配当等に係る府民税	上場法人等から配当等の支払を受ける個人に課税されます。
		特定株式等譲渡所得金額に係る府民税	源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人に課税されます。
	事業税	個人事業税	事業を営んでいる個人の所得に課税されます。
		法人事業税	事業を営んでいる法人の所得などに課税されます。
	不動産取得税		土地や家屋を取得したときに課税されます。
	自動車税	(環境性能割)	自動車を取得したときに課税されます。
		(種別割)	自動車の所有者に対して課税されます。
鉱区税		鉱業権を有する者に課税されます。	
固定資産税		市町村で課税される固定資産税(償却資産)のうち、一定の額を超えるものに課税されます。	
間接税	地方消費税		消費税が課税される取引に対して、消費税と併せて課税されます。
	府たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者に対して売り渡したときに課税されます。
	ゴルフ場利用税		ゴルフ場を利用したときに課税されます。
	軽油引取税		軽油の引取りなどをしたときに課税されます。
目的税	狩猟税		狩猟者の登録を受けるときに課税されます。
	宿泊税		府内の宿泊施設に宿泊(一泊七千円以上)したときに課税されます。

詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

府税あらかると

検索



8 国の税金

直接税	所得税	個人の1年間の所得に対して課税されます。
	復興特別所得税	所得税と併せて、基準所得税額に対して課税されます。
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対して課税されます。
	地方法人税	法人税と併せて、基準法人税額に対して課税されます。
	相続税	財産を相続または遺贈により取得したときに課税されます。
	贈与税	個人から土地や現金、株式などの財産をもらったときに課税されます。
	地価税	土地や借地権などに課税されます(※平成10年から課税を一時停止しています。)
	特別法人事業税	法人事業税と併せて徴収し、国に払い込みます。
普通税	消費税	国内での物品の販売、貸付け、サービスの提供などの取引や、輸入される貨物に対して課税されます。
	酒税	清酒、焼酎、ビール、ワインなどの酒類を製造場から出荷したときや輸入したときに課税されます。
	たばこ税・たばこ特別税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときに課税されます。
	揮発油税 地方揮発油税	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときや輸入したときに課税されます。
	石油石炭税	原油・天然ガスおよび石炭を採取場から出荷したときや、原油、石油ガス等や石油製品および石炭を輸入したときに課税されます。
	石油ガス税	石油ガスを自動車用容器に充てんし、出荷したときや自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスを輸入したときに課税されます。
	航空機燃料税	航空機に航空機燃料を積み込んだときに課税されます。
	自動車重量税	自動車検査証の交付または返付を受けるときおよび届出軽自動車の車両番号の指定のときに課税されます。
	印紙税	契約書、領収書など税法に定められた文書を作成したときに課税されます。
	国際観光旅客税	船舶または航空機により日本から出国するときに課税されます。
	登録免許税	不動産、船舶、会社などの登記をしたときまたは各種法律上の権利などの登録、免許などを受けるときに課税されます。
	関税	外国からの輸入品に課税されます。
	とん税	外国の貨物船が港に寄港したときに課税されます。
	目的税	間接税 電源開発促進税
特別とん税		とん税と同様に課税されます。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



9 市税に関するQ&A

▶ 個人市・府民税に関すること



Q&A 01

質問

国や地方公共団体から支給される給付金などは申告が必要でしょうか？

私は、前年中に、新型コロナウイルス感染症の影響による会社の休業により休業手当の支給を受けましたが、申告は必要でしょうか？

答え

国や地方公共団体から支給される給付金や補助金などについては、所得税法や各制度の法律において非課税所得として規定されるものを除き、課税所得となるため、原則、すべて申告が必要となります。(所得税の確定申告をした場合は、個人市・府民税の申告は不要です。)

休業手当は給与の代わりに支給を受けるもので、労働基準法に非課税の規定はなく、給与所得となるため申告が必要となります。

〈主な非課税所得〉

- 遺族年金、障がい年金 ●児童手当、児童扶養手当 ●生活保護法による保護金品 ●健康保険の給付金
- 雇用保険等の給付金(失業手当・傷病手当・職業訓練受講給付金など)
- 労災保険の給付金(療養補償・休業補償・障害補償など) ●損害補償(賠償)金、慰謝料
- 宝くじの当せん金(競馬・競輪を除く) ●子育て世帯や住民税非課税世帯への臨時特別給付金



Q&A 02

質問

A県自然災害に対する義援金も寄附金として控除対象になるのでしょうか？

私はテレビ局などが募集するA県自然災害に対する義援金に協力しました。所得税と個人市・府民税において寄附金として控除を受けられると聞きましたが本当ですか？

答え

個人の方が日本赤十字社や共同募金会を通じてA県自然災害支援のために支払った義援金は、所得税において寄附金控除の対象となるほか、個人市・府民税においても寄附金税額控除(ふるさと寄附金)の対象となります。一方、テレビ局などをはじめ、任意の募金団体が集める義援金の場合、最終的にその義援金がA県や災害対策基本法の規定に基づく義援金配分委員会等に拠出されるものに限り、同様に寄附金控除および寄附金税額控除(ふるさと寄附金)の対象となります。義援金がA県等に拠出されるものであるかどうかについては、当該募金団体にご確認ください。



Q&A 03

質問

個人市・府民税には所得税のような年末調整はないのでしょうか？

所得税は、勤務先の会社等において、毎月の給与の支払時に概算により税額を源泉徴収し、年間の給与総額が確定する時期に、各種控除申告書の提出により、所得税額を精算(通常は12月の給与支払時)する仕組みとなっています。

一方、個人市・府民税は、前年中の所得に対して翌年に課税される仕組みです。勤務先の会社等から市町村に提出される給与支払報告書により課税される制度であり、毎月の給与の支払時に確定した税額を徴収するので、精算をする必要がないため「年末調整」はありません。

答え



Q&A 04

質問

大阪市から納税通知書が2通届いたのですが、二重で課税されていませんか？

私はA区に住んでおり、令和4年8月からB区に新しくお店を開業し、収入を得ています。令和5年6月頃に令和5年度分の個人市・府民税の納税通知書が自宅とお店の両方に届いたのですが、誤って二重に課税されているのではないのでしょうか？

答え

個人市・府民税は1月1日現在に居住している区で均等割と所得割が課税され、事務所等がある区(居住している区を除く)では均等割のみが課税されます。

このため、お住まいのA区では均等割と所得割が、お店を開業しているB区では均等割のみが課税されます。



Q&A 05

質問

年の途中で引っ越しした場合の個人市・府民税は？

私は令和5年4月に、大阪市から他市へ引っ越ししました。大阪市からの納税通知書が新しい住所に届きましたが、令和5年度の個人市・府民税は、引っ越し前の大阪市に支払うのでしょうか？

答え

個人市・府民税は、毎年1月1日現在の住所地の市区町村において課税され納付いただく制度となっています。このため、令和5年1月1日現在に大阪市にお住まいの場合は、その後に他市へ引っ越し(転出)されても、令和5年度の個人市・府民税は大阪市に納付していただけます。なお、大阪市外に転出された場合は、納税管理人に関する手続きが必要となります。



質問

退職した翌年にも前年と同額程度の納税通知書が送付されました

私は令和5年3月に退職し、令和4年度分の個人市・府民税は退職時に一括して会社から徴収されました。その後、6月に、昨年度分と同額程度の令和5年度分の納税通知書が自宅に届きました。退職金に対する税額も含まれているために昨年度分と同額程度となっているのでしょうか？

答え

個人市・府民税は所得税とは異なり、前年中の所得に対して翌年度に課税されます。会社などに勤務する方の個人市・府民税は、前年中の所得に対する税額を、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月給与から差し引いて、会社から納入していただきます。3月の退職時に一括で納入していただいた個人市・府民税は、令和3年中の所得に対して課税された令和4年度分の税額の残額(令和5年3月から5月までの給与から徴収される予定であった税額)です。また、6月にお送りしました令和5年度分の納税通知書の税額は、令和4年中の所得に対して課税された令和5年度分の税額となりますので、納付いただく必要があります。なお、退職手当等に対する税額は、退職手当等が支払われる際に個人市・府民税が徴収され、会社から納入していただいておりますので、お送りした納税通知書には含まれていません。



質問

個人取引の収入や副業の収入は申告が必要でしょうか？

私は昨年1年間に、個人取引による報酬やインターネットによる雑貨・家電等の売買、インターネットの広告収入がありましたが、これらの申告は必要でしょうか？

答え

個人の事業でない程度(副業等)の報酬(原稿・作曲・デザイン・講演料等)、個人取引(インターネットやフリーマーケット等)による生活用以外の資産(衣服・雑貨・家電等)の売買、自家用車、個人の空き部屋などの資産の貸付け、人的役務の提供(ベビーシッターや家庭教師等)、インターネット広告や暗号資産の売却などによる収入・所得についても申告が必要です。所得税は、年間の所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合などは、確定申告が必要となり、所得税の確定申告をした場合は個人市・府民税の申告は不要です。なお、給与所得者(年間2,000万円以下)または公的年金等受給者(年収400万円以下)は、当該所得以外の年間の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要とされていますが、個人市・府民税の申告は必要です。



質問

前年中に収入がなくても、申告は必要でしょうか？

私は昨年1年間の収入が全くありませんでした。それでも個人市・府民税の申告は必要でしょうか？

答え

昨年中に収入が全くなかった方や、個人市・府民税が非課税となる方は、個人市・府民税の申告をする必要がありません。ただし、課税(所得)証明書が必要な場合や、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度や子ども・子育て支援制度、公営住宅など各種制度において所得の申告が必要な場合などは、個人市・府民税の申告を行ってください。



質問

失業した場合などには個人市・府民税の減額・免除の適用はありますか？

私は令和4年8月に会社都合により解雇され失業し、現在は雇用保険を受給しながら家族4人で生活しています。令和4年10月に納税通知書が届きましたが、生活が苦しく納付が困難な状況です。減額や免除などの制度はありませんか？

答え

個人市・府民税は、前年中の所得に対して課税される制度となっていますので、税負担の公平性の観点から、納付時期の所得状況などにかかわらず、納付していただくことが原則となっています。ただし、解雇・倒産などにより失業した方や大幅な所得減少が見込まれる方で、前年の合計所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、生活困窮により個人市・府民税の納付が困難である場合には、申請期限までの申請により、収入・資産状況を審査のうえ、減額・免除を受けることができます。このほか、納税者の方が災害にあわれた場合や、生活保護を受けている場合、障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が一定額以下である場合についても減額・免除の制度がありますので、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)へご相談ください。なお、申請期限を過ぎた部分の税額や納付された税額は、減額・免除の適用を受けることはできません。

〈失業の場合の要件等〉

- 転職、結婚または家事従事などを目的とした自己の都合による退職でないこと
- 前年中に不動産所得や事業所得など継続性のある所得がある場合は、これらの所得の合計額が給与所得を上回っていないこと
- 前年の合計所得金額が条例で定める金額※以下であること

※令和5年度の例:夫婦と子2人の4人世帯の場合、夫の前年給与収入金額が551万5,999円

- 減額・免除を受けようとする納期の納期限※1までに減免申請書および必要書類※2を提出いただくこと

※1 年金から差し引かれる特別徴収税額の場合は、徴収月の前月末日まで

※2 失業状態等を確認することができる書類や当年の合計所得金額の見積額、預貯金等の金融資産に関する書類など

法人市民税に関すること



質問 事務所、事業所または寮等とはどのようなものですか？

答え

事務所または事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所で、店舗、工場、病院等の施設も含まれます。

寮等とは、寮(独身寮、社員住宅等を含みません。)、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜をはかるために常時設けられている施設をいいます。

なお、事務所、事業所または寮等については、それが自己の所有に属するものであるか否かを問いません。



質問 法人が大阪市内において事務所等を開設・廃止したときや、届出事項に変更があったときにはどのような手続きが必要ですか？

答え

大阪市内において新たに事務所等を開設した場合は、開設した日から2か月以内に「法人設立・事務所等開設申告書」を、事務所等を廃止した場合は、廃止した日から2か月以内に「法人解散(合併)・事務所等廃止申告書」を、届出事項に変更があった場合は、遅滞なく「法人・事務所等異動届」を、それぞれ必要な書類を添付して市税事務所に提出願います。

なお、これらの用紙は、大阪市ホームページから入手することができます。

大阪市 法人 届出

検索



質問 大阪市では法人税割で超過課税を行っているということですが、なぜですか？

答え

大阪市は、周辺市町村からも多くの方が通勤や通学で市内に来られるなど昼間流入人口が非常に多くなっており、こうした大都市特有の状況に対応するため、高度に整備された道路や下水道、ごみ処理施設等の都市基盤の維持管理や更新を行っていく必要があります。

そのため、法人市民税(法人税割)において、地方税法で定められた標準税率(6.0%)を超える税率(8.2%)で課税する超過課税を行っています。なお、一定規模以下の中小法人については、その負担に配慮し、超過課税を行わず、地方税法で定められた標準税率(6.0%)で課税しています。

事業所税に関すること



質問 複数の事業所で事業を行っている場合の事業所税は？

答え

市内に1,000㎡の工場を所有し、市内の別の場所に500㎡の店舗を借りて事業を行っています。この場合、店舗は賃借なので事業所床面積は工場の1,000㎡のみとなり、免税点である1,000㎡以下なので課税されないと考えてよいですか？

事業所床面積は、市内で事業を行っているすべての事業所の合計床面積になります。したがって、借りている店舗の床面積も含めることになり、床面積の合計は1,500㎡となりますので課税されます。

固定資産税に関すること



質問 土地の用途を変更した場合の税金は？

答え

令和4年7月にアパートを取り壊し、11月にコインパーキングとしましたが、令和5年度分の土地の固定資産税および都市計画税の税額が急に上がったのはなぜですか？

固定資産税および都市計画税においては、住宅用地の税負担は特に軽減することとされており、令和4年度は次のとおり住宅用地の特例措置が適用されていました。

- 小規模住宅用地(200㎡を超える場合は200㎡までの部分)…価格×1/6(都市計画税は価格×1/3)
- 一般住宅用地(住宅1戸あたり200㎡を超える部分)…価格×1/3(都市計画税は価格×2/3)

住宅用地であるかどうかは、1月1日(賦課期日)現在の状況によります。

「税額が急に上がった」というご質問の土地については、アパートからコインパーキングへと用途を変更されたことによって、令和5年1月1日現在は住宅用地でなくなったため、令和5年度からは住宅用地の特例措置の適用が受けられなくなったことから、税額が上がったものです。



質問

土地や家屋にかかる税金は？

土地や家屋にかかる税金には、どのようなものがありますか？

土地や家屋には次のような税金がかかります。

●所有しているとき

- 市税** …固定資産税(土地や家屋、償却資産を所有している場合)(P28参照)
- 市税** …都市計画税(土地や家屋を所有している場合)(P38参照)
- 市税** …特別土地保有税(平成15年度以降の課税が停止されています)
- 国税** …地価税(平成10年以降の課税時期において課税は停止されています)

●取得したとき

- 市税** …特別土地保有税(平成15年度以降の課税が停止されています)
- 府税** …不動産取得税(土地や家屋を取得したとき)
- 国税** …登録免許税(土地や家屋などを登記するとき)
- 国税** …印紙税(土地や家屋の売買契約書、家屋の工事請負契約書を作成したとき)
- 国税** …相続税(土地や家屋などを相続したとき)
- 国税** …贈与税(土地や家屋などの贈与を受けたとき)
- 国税** …消費税(事業者から家屋を購入したとき)

●売ったとき

- 市税** …市民税(P6参照)
- 府税** …府民税 (譲渡所得、事業所得などに)
- 国税** …所得税
- 国税** …印紙税(土地や家屋の売買契約書を作成したとき)
- 国税** …消費税(事業者が家屋を売ったとき)

●貸したとき

- 市税** …市民税(P6参照)
- 府税** …府民税 (不動産所得、事業所得などに)
(なお、権利金などについては、譲渡所得となる場合もあります)
- 国税** …所得税
- 府税** …個人事業税(一定の規模以上の不動産の貸付けを行っている場合)
- 国税** …印紙税(土地の賃貸借契約書を作成したとき)
- 国税** …消費税(事業者が家屋(居住用除く)および施設の利用に伴って土地を貸した場合など)

答え



質問

家屋の評価はどのようにされますか？

固定資産税における家屋の評価方法は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」によって再建築価格を基準として評価する方法、いわゆる再建築価格方式によることとされています。

この再建築価格方式は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を考慮して、家屋の評価額を定めるものです。また、再建築価格を求めるために、その家屋に使用されている資材、施工量などを確認させていただくこととなります。このため、家屋を新築・増築・改築などされた場合には家屋の内部を含めた調査について、ご協力をお願いしています。

答え



質問

売却した土地・家屋の税金は？

令和4年11月に土地と家屋を売却したのに、令和5年度分の固定資産税・都市計画税の納税通知書が送られてきましたがなぜですか。

不動産登記物件の場合の固定資産税および都市計画税は、賦課期日(毎年1月1日)現在の登記簿に所有者として登記されている方に課税されます。

ご質問の場合、令和4年11月に売却したとありますが、令和5年1月1日現在、所有権移転登記が済んでおらず、まだあなたの名義で登記されている場合、固定資産税および都市計画税はあなたに課税されます。

答え



質問

償却資産の申告の対象となる資産は？

未稼働資産、遊休資産および簿外資産についても償却資産の申告をしなければなりませんか？

答え

償却資産は現に事業の用に供している資産であること、または事業の用に供することができる資産であれば、固定資産税(償却資産)の対象となります。したがって、未稼働資産や遊休資産であっても申告する必要があります。なお、簿外資産についても税務会計上、減価償却できる資産であれば、申告する必要があります。

▶ 軽自動車税に関すること



質問

警察への盗難届と税の申告は？

昨年、原付バイクを盗まれたので、すぐに警察へ盗難届を出したにも関わらず、今年の納税通知書が届きました。どうしてですか？

答え

所有される原付バイクが盗難にあった場合には、警察へ盗難の届出をするとともに市税事務所へも盗難にあったと所有していないという申告が必要です。

この申告をしなければ、あなたが所有者として登録されたままとなっているため、来年度以降も引き続きあなたに納税通知書が送られますので、必ず申告をしてください。
※手続きには、警察への被害届の受理番号が必要になりますので控えておいてください。



質問

普通自動車と軽自動車を所有していますが、家族が身体障がい者のため自動車税(種別割)については免除されています。この場合、軽自動車税(種別割)も免除されますか？

私の子どもは下肢機能障がいがあり、所有している普通自動車については、これまで自動車税(種別割)を免除されてきましたが、このたび、子どもの通学・通院に使用するために軽自動車を買いました。この場合、軽自動車税(種別割)についても免除されますか？

答え

自動車税(種別割)や軽自動車税(種別割)の免除制度は、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の方の社会参加の促進を主な目的として措置されているものです。

こうした趣旨を踏まえ、同一世帯で複数の車両を所有している場合であっても、免除対象車両は当該身体障がい者等の方が専用する車両1台に限られることとなります。

したがって、すでに所有されている普通自動車ではなく軽自動車を専用される場合には、納期限までに当該普通自動車に係る免除の取消しを申請し、改めて軽自動車に係る免除の申請をしていただく必要があります。

免除対象車両の変更手続きを行わない限り、新たに軽自動車税(種別割)の免除を受けることはできませんのでご注意ください。

- 申請に必要なもの
 - ・減免申請書
 - ・障がい者であることを証する書面(身体障がい者手帳等)
- 場合により必要なもの(詳しくは、市税事務所(軽自動車税担当)にお問い合わせください。)
 - ・運転者にかかる運転免許証
 - ・生計同一証明書
 - ・常時介護証明書

▶ 市税の納付に関すること



質問

口座振替・自動払込は毎年更新手続きが必要ですか？

市税の口座振替・自動払込の申込みをしましたが、毎年更新手続きをする必要はありますか？

答え

お申込み内容は自動的に毎年更新されますので、更新手続きをする必要はありません。

個人市・府民税(普通徴収)について、大阪市内で住所を変更(他の区に転居)した場合でも自動更新を行います(確認の連絡をする場合があります)。

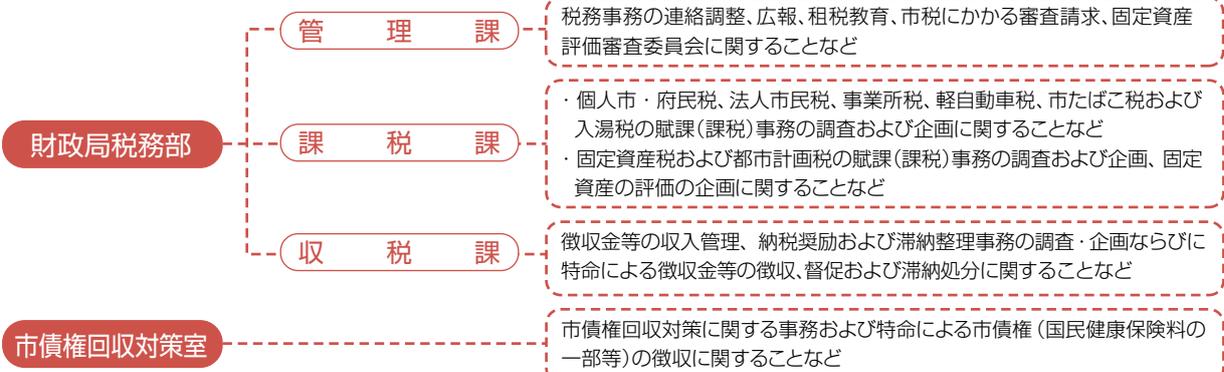
ただし、固定資産税については、新たに資産を取得したとき、または同じ土地や家屋でも、相続などで所有者が変わったり、共有者の人数や共有の構成員が変わったときは、再度お申込みをしていただく必要があります。

10 ごあんない

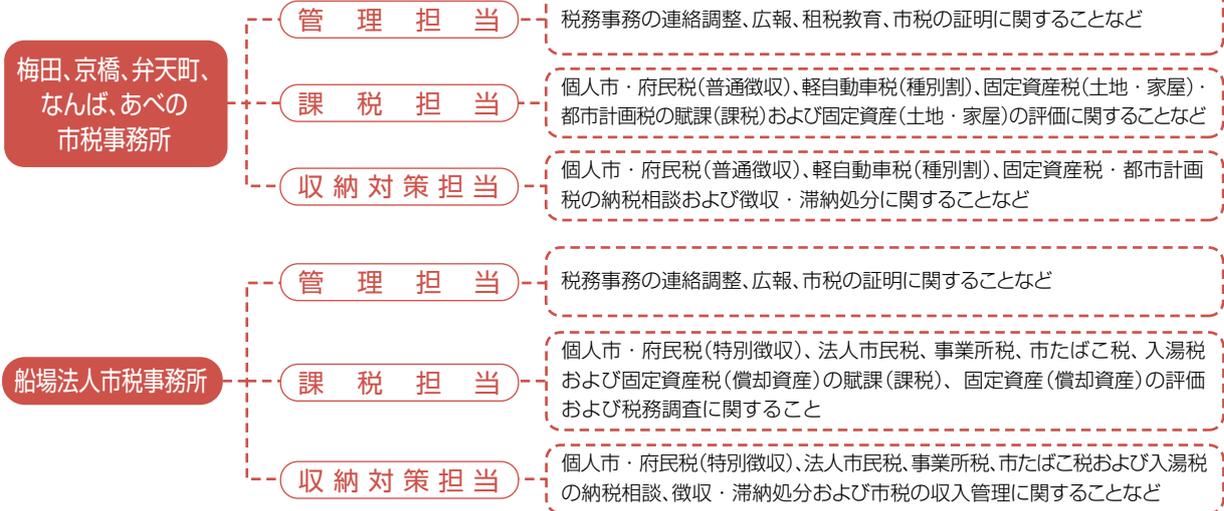
市役所・市税事務所の税務関係機構

(令和5年4月1日現在)

〈大阪市役所〉



〈市税事務所(6か所)〉



〈お問い合わせ先〉

名称	郵便番号	所在地	電話番号
市役所(財政局税務部)	〒530-8201	北区中之島1-3-20	☎6208-7773
収納対策特別チーム	〒530-0001	北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	☎6314-6070
市債権回収対策室	〒530-0001	北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	☎4797-2894
市税事務所	P60を参照してください。		

大阪市役所で行う税務相談

お問い合わせは、市民局区政支援室区行政制度担当 ☎06-6208-7325

大阪市内にお住まいの方を対象に、税理士による「税務相談」を行っています。

相談内容 相続税・贈与税・不動産取得税・所得税など
 ※市税については、市税事務所(P60参照)へご相談ください。

相談場所 大阪市役所1階 市民相談室 **相談日時** 毎週木曜日(祝休日・年末年始除く)13:00~16:00

予約受付 相談日1週間前17:00より予約を開始し、相談日前日17:00に終了します。
 (相談日1週間前が閉庁日の場合はその前開庁日)
 予約専用電話:050-1807-2537(AIによる自動受付)
 ※定員に達しない場合は、当日直接窓口にて相談終了の30分前まで先着順で受け付けます。

市税のことは、市税事務所へお問い合わせください

市税に関する事務は市税事務所で行っています。なお、区役所税証明書発行窓口および区役所出張所では、税証明書の発行および納付書の再発行のみ行っています(平野区北部・南部サービスセンターは税証明書の発行のみ行っています。)

■市税事務所の連絡先 (市税事務所入居ビルの表示階数は、各市税事務所の受付窓口階を表示しています。) (令和5年4月1日現在)
お問い合わせの際は、「市税事務所の局番」+「担当ごとの電話番号」へお願いします。

事務所名称	所在地(P61参照)	担当区域	局番	業務内容(担当名)	電話番号
梅田市税事務所	〒530-8216 北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	北 区 西淀川区 淀川区 東淀川区	☎4797	税証明書の発行 (管理担当)	+2948 (代表番号)
京橋市税事務所	〒534-8502 都島区片町2-2-48 JEL京橋ビル4階	都 島 区 旭 区 城 東 区 鶴 見 区	☎4801	市・府民税の申告 個人市・府民税に関すること (市民税等グループ)	+2953
弁天町市税事務所	〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪ベイトワー イースト1階	福 島 区 此 花 区 西 区 港 区 大 正 区	☎4395	固定資産税・都市計画税(土地)に 関すること (固定資産税(土地)グループ)	+2957
なんば市税事務所	〒556-8670 浪速区湊町1-4-1 大阪シティアターミナルビル (OCAT)5階	中 央 区 天 王 寺 区 浪 速 区 東 成 区 生 野 区	☎4397	固定資産税・都市計画税(家屋)に 関すること (固定資産税(家屋)グループ)	+2958
あべの市税事務所	〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	阿 倍 野 区 住 之 江 区 住 吉 区 東 住 吉 区 平 野 区 西 成 区	☎4396	納税相談、市税の徴収、滞納処分 (収納対策担当)	納税担当 +2949 収納対策担当 +2914
				FAX番号(各市税事務所共通)	+2905

事務所名称	所在地(P61参照)	担当区域	局番	業務内容(担当名)	電話番号	FAX 番号
船場法人市税事務所	〒541-8551 中央区船場中央 1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階 北側	市内全域	☎4705	税証明書の発行 (管理担当)	+2948 (代表番号)	+2905
				市税の還付金請求・口座振替 (収納管理グループ)	+2931	
		給与支払報告書の提出など ※(個人市民税(特別徴収)グループ)		+2932		
		法人市民税・事業所税・ 市たばこ税・入湯税の申告 など ※(法人市民税・事業所税グループ)		法人市民税 市たばこ税 +2933 事業所税 +2934 入湯税 +2935		
		固定資産税(償却資産)に 関すること(注1) ※(固定資産税(償却資産)グループ)		+2941		
		納税相談、市税の徴収、 滞納処分 (収納対策グループ)		納税担当 +2949 収納対策担当 +2914		
分室	中央区大手前3-1-43 大阪府中央府税事務所内			・法人市民税および事業所税の申告書や届出書の受付 (郵送による提出、問合せや相談は、船場法人市税事務所までお願いします。) ・市税にかかる納税証明書発行 (課税証明書、固定資産評価証明書は発行していません。) ・市税の収納等(申告・納付等の相談業務は行っていません。)	☎4705-2948 電話でのお問い合わせはできません ので、船場法人市 税事務所代表番号 へおかけください。	

(注1)固定資産税(償却資産)の納税相談、徴収および滞納処分に関しては、資産のある区を担当する市税事務所(収納対策担当)で行います。

開庁時間 9:00~17:30(月曜日~木曜日) 9:00~19:00(金曜日)

ただし、船場法人市税事務所の開庁時間は、9:00~17:30(分室は17:45)(月曜日~金曜日)
(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始は開庁していません。)

(注2)市税事務所入居ビルについては、駐車場(有料)の台数に限りがございます。なお、京橋市税事務所入居ビルには、駐車場がございませんので、お近くの駐車場(有料)をご利用ください。また、一部を除いて駐輪場はございませんのでご注意ください。

市税のことは市税事務所へお問い合わせください。

ごあんない

市税事務所の所在地

① 大阪市梅田市税事務所
☎06-4797-2948(代表)

大阪駅前第2ビル(7階)

Osaka Metro 御堂筋線梅田、阪神大阪梅田
Osaka Metro 谷町線東梅田、JR大阪・北新地
Osaka Metro 四つ橋線西梅田

② 大阪市京橋市税事務所
☎06-4801-2948(代表)

JEI京橋ビル(4階)

Osaka Metro 長堀鶴見緑地線京橋④、⑤出口
JR京橋 西口・南口 京阪京橋 片町口
シティバス停留所 京橋駅前 京橋モール側

③ 大阪市弁天町市税事務所
☎06-4395-2948(代表)

大阪ベイトワー(イースト 1階)

大阪ベイトワー 2階案内図

Osaka Metro 中央線弁天町(2-A)出口
JR弁天町 北口

④ 大阪市なんば市税事務所
☎06-4397-2948(代表)

大阪シティエアターミナルビル(OCAT)(5階)

Osaka Metro 御堂筋線なんば 北西・北東改札口
Osaka Metro 四つ橋線なんば 北改札口
Osaka Metro 千日前線なんば 西改札口 阪神・近鉄大阪難波 西改札口
JR難波より直結

⑤ 大阪市あべの市税事務所
☎06-4396-2948(代表)

あべのメディックス(7階)

Osaka Metro 御堂筋線天王寺 西改札口・谷町線天王寺 南改札口⑩出口
JR天王寺 南口 近鉄大阪阿部野橋 西改札口

⑥ 大阪市船場法人市税事務所
☎06-4705-2948(代表)

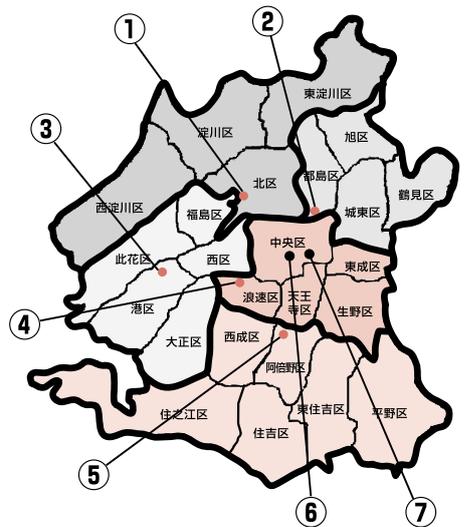
船場センタービル3号館(2階北側)

Osaka Metro 堺筋線・中央線堺筋本町
中北改札口(④⑤出口方面)

⑦ 大阪市船場法人市税事務所 分室※

大阪府新別館北館(地下1階)
大阪府中央府税事務所内

Osaka Metro 谷町線・中央線谷町四丁目(1-A)出口
※分室では受付できない業務があります。
詳しくはP60の業務内容をご確認ください。



- 市税事務所入居ビルについては、駐車場(有料)の台数に限りがございます。なお、京橋市税事務所入居ビルには、駐車場がございませんので、お近くの駐車場(有料)をご利用ください。また、一部を除いて駐輪場はございませんのでご注意ください。
- 申告手続きなどは、どの市税事務所でも行えます。詳しくは、市税事務所にお問い合わせください。
- ※船場法人市税事務所および同分室では一部の申告の受付はできません。
(市税事務所の開庁時間、業務内容や詳しい連絡先については、P60をご覧ください。)

府税事務所等一覧

(令和5年4月1日現在)

課所名	郵便番号	所在地	電話番号	担当区域	
府税事務所(大阪市内)	中央	〒540-0008 〒540-8507 (法人申告書 送付専用郵便番号)	大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館北館	☎6941-7951	都島区、福島区、此花区、中央区、 西区、港区、大正区、西淀川区、 東成区、生野区、旭区、城東区、 鶴見区(注1)
	なにわ北	〒530-8502	大阪市北区西天満3-5-24	☎6362-8611	北区、淀川区、東淀川区(注2)
	なにわ南	〒543-8533	大阪市天王寺区伶人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎内	☎6775-1414	天王寺区、浪速区、阿倍野区、 住之江区、住吉区、東住吉区、 平野区、西成区
自動車税事務所	大阪	〒543-8511	大阪市天王寺区伶人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎内	☎6775-1361 (注4)	大阪府内全域 (登録時の自動車税(環境性能割・種別割) は除きます。)(注3)
	なにわ分室	〒559-0031	大阪市住之江区南港東3-1-14	☎6612-7251 (注4)	大阪市内全域 (登録時の自動車税(環境性能割・種別割))
府庁 税務局 税政課 徴税対策課	〒559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきほモタワー)18階	☎6210-9119		

開庁時間 9:00～17:45(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)
ただし、税務局は、9:00～18:00(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)
自動車税事務所(なにわ分室)は、8:45～17:30(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)

- (注1)大阪市内全域の法人府民税・法人事業税に関する事務については中央府税事務所において取り扱います。
(注2)利子等にかかる府民税(府民税利子割)、特定配当等にかかる府民税(府民税配当割)、特定株式等譲渡所得金額にかかる府民税(府民税株式等譲渡所得割)、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、軽油引取税、狩猟税および宿泊税に関する事務については、なにわ北府税事務所において取り扱います。
(注3)軽自動車税(環境性能割)に関するお問い合わせは、軽自動車検査協会大阪主管事務所軽自動車税(環境性能割)担当06-6612-2181までお願いします。
(注4)自動車税(種別割)に関するお問い合わせは、自動車税コールセンター 0570-020156(一部のIP電話などでつながらない場合は、06-6776-7021)までお願いします。(受付時間は平日(年末年始を除く)の9時から17時45分まで)
●詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

府税あらかると

検索



〈大阪府域地方税徴収機構〉

支部名	郵便番号	所在地	電話番号
北支部	〒530-0047	大阪市北区西天満3-5-24 なにわ北府税事務所庁舎内5階	☎6131-0828

開庁時間 9:00～17:30(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)

※本市をはじめ府内36市町村と大阪府が共同で徴収して、より積極的な滞納整理を行っております。

法務局・出張所一覧

(令和5年4月1日現在)

部門・出張所名	郵便番号	所在地	電話番号	登記管轄区域	
不動産登記	大阪法務局 不動産登記部門	〒540-8544	大阪市中央区大手前3-1-41	☎6942-1012	中央区、浪速区、旭区、城東区、 鶴見区、西成区
	北出張所	〒530-0047	大阪市北区西天満1-11-4	☎6363-1981	北区、都島区、福島区、此花区、 西区、港区、大正区、西淀川区、 淀川区、東淀川区
	天王寺出張所	〒543-0074	大阪市天王寺区六万体的町1-27	☎6772-2535	天王寺区、東成区、生野区、 阿倍野区、住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区
商業登記 法人登記	大阪法務局 法人登記部門	〒540-8544	大阪市中央区大手前3-1-41	☎6942-1480	大阪市内全域、守口市、枚方市、 寝屋川市、門真市、交野市

開庁時間 8:30～17:15(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)

- (注)登記事項証明書等の取得につきましては、全国の法務局において請求が可能です(コンピュータ化対応分のみ)。
詳しくは、上記にお問合せいただくか、大阪法務局のホームページをご覧ください。

大阪法務局

検索



国税局・税務署一覧

(令和5年4月1日現在)

局 署 名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域	
大阪国税局	〒540-8541	大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館	☎6941-5331	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	
税務署(大阪市内)	大阪福島	〒553-8567	〒553-8567	〒553-8567	福島区、此花区
	西	〒550-8586	〒550-8586	〒550-8586	西区
	港	〒552-0003	〒552-0003	〒552-0003	港区、大正区
	天王寺	〒543-8503	〒543-8503	〒543-8503	天王寺区
	浪速	〒556-0011	〒556-0011	〒556-0011	浪速区
	西淀川	〒555-0024	〒555-0024	〒555-0024	西淀川区
	東成	〒537-0024	〒537-0024	〒537-0024	東成区
	生野	〒544-8555	〒544-8555	〒544-8555	生野区
	旭	〒535-8555	〒535-8555	〒535-8555	都島区、旭区
	城東	〒536-8527	〒536-8527	〒536-8527	城東区、鶴見区
	阿倍野	〒545-0005	〒545-0005	〒545-0005	阿倍野区
	住吉	〒558-8555	〒558-8555	〒558-8555	住吉区、住之江区
	東住吉	〒547-8501	〒547-8501	〒547-8501	東住吉区、平野区
	西成	〒557-0054	〒557-0054	〒557-0054	西成区
	東淀川	〒532-8558	〒532-8558	〒532-8558	東淀川区、淀川区
	北	〒530-8585	〒530-8585	〒530-8585	北区(大淀税務署管内の地域を除く)
	大淀	〒531-0071	〒531-0071	〒531-0071	北区のうち 池田町、浮田1・2丁目、大深町、大淀北1・2丁目、 大淀中1~5丁目、大淀南1~3丁目、菅米町、黒崎町、 国分寺1・2丁目、芝田1・2丁目、茶屋町、鶴野町、 天神橋5~8丁目、豊崎1~7丁目、浪花町、 中崎1~3丁目、中崎西1~4丁目、中津1~7丁目、 長柄中1~3丁目、長柄西1・2丁目、長柄東1~3丁目、 錦町、樋之口町、本庄西1~3丁目、本庄東1~3丁目
	東	〒540-8557	〒540-8557	〒540-8557	中央区(南税務署管内の地域を除く)
	南	〒542-8586	〒542-8586	〒542-8586	中央区のうち 安堂寺町1・2丁目、上汐1・2丁目、 上本町西1~5丁目、瓦屋町1~3丁目、 高津1~3丁目、島之内1・2丁目、 心斎橋筋1・2丁目、千日前1・2丁目、 宗右衛門町、谷町6~9丁目、東平1・2丁目、 道頓堀1・2丁目、中寺1・2丁目、 難波1~5丁目、難波千日前、西心斎橋1・2丁目、 日本橋1・2丁目、東心斎橋1・2丁目、 松屋町、南船場1~4丁目

開庁時間 8:30~17:00(土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く)

国税に関するご相談は、国税庁HPの

タックスアンサーで解決!

タックスアンサー

検索

スマホやタブレットからも簡単アクセス!

- ▶ 約700項目のQ&Aを掲載
- ▶ キーワード検索も可能!



事業者のみならず

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として

「適格請求書等保存方式」

(いわゆるインボイス制度)が開始されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル【フリーダイヤル】0120-205-553

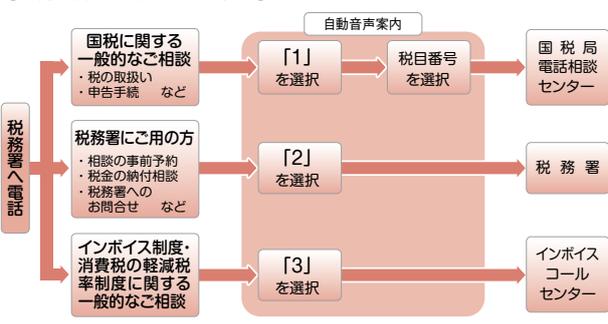
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



【国税に関する電話でのご相談】



市役所・区役所・区出張所等の所在地

市税についてのお問い合わせや相談は市税事務所へお願いします(P60参照)。

税証明書の発行、納付書の再発行は区役所税証明書発行窓口および区役所出張所においても行っています。

平野区北部・南部サービスセンターは税証明書の発行のみ行っています。

なお、土曜日・日曜日・祝休日・年末年始は、税証明書の発行、納付書の再発行は行っていません。

(令和5年4月1日現在)

大阪市役所
〒530-8201 北区中之島1-3-20
☎06-6208-8181(代表)

Map showing the location of Osaka City Hall (大阪市役所) in Nishi-ku, Osaka. The map includes major roads like the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Osaka Municipal Court and the Osaka City Library.

北区役所
〒530-8401 北区扇町2-1-27
☎06-6313-9986(代表)

Map showing the location of Kita-ku Office (北区役所) in Nishi-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Kita-ku Health Center and the Kita-ku Citizen Center.

都島区役所
〒534-8501 都島区中野町2-16-20
☎06-6882-9986(代表)

Map showing the location of Tsudjima-ku Office (都島区役所) in Nishi-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Tsudjima-ku Health Center and the Tsudjima-ku Citizen Center.

福島区役所
〒553-8501 福島区大開1-8-1
☎06-6464-9986(代表)

Map showing the location of Fukushima-ku Office (福島区役所) in Fukushima-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Fukushima-ku Health Center and the Fukushima-ku Citizen Center.

此花区役所
〒554-8501 此花区春日出北1-8-4
☎06-6466-9986(代表)

Map showing the location of Hananaka-ku Office (此花区役所) in Fukushima-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Hananaka-ku Health Center and the Hananaka-ku Citizen Center.

中央区役所
〒541-8518 中央区久太郎町1-2-27
☎06-6267-9986(代表)

Map showing the location of Chuo-ku Office (中央区役所) in Chuo-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Chuo-ku Health Center and the Chuo-ku Citizen Center.

西区役所
〒550-8501 西区新町4-5-14
☎06-6532-9986(代表)

Map showing the location of Nishi-ku Office (西区役所) in Nishi-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Nishi-ku Health Center and the Nishi-ku Citizen Center.

港区役所
〒552-8510 港区市岡1-15-25
☎06-6576-9986(代表)

Map showing the location of Minato-ku Office (港区役所) in Minato-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Minato-ku Health Center and the Minato-ku Citizen Center.

大正区役所
〒551-8501 大正区千島2-7-95
☎06-4394-9986(代表)

Map showing the location of Taisho-ku Office (大正区役所) in Taisho-ku, Osaka. The map includes the Toei Subway Line and the Yamanote Line, and landmarks such as the Taisho-ku Health Center and the Taisho-ku Citizen Center.

市役所・区役所・区出張所等の所在地

ごあんない

城東区役所
 〒536-8510 城東区中央3-5-45
 ☎06-6930-9986(代表)

鶴見区役所
 〒538-8510 鶴見区横堤5-4-19
 ☎06-6915-9986(代表)

阿倍野区役所
 〒545-8501 阿倍野区文の里1-1-40
 ☎06-6622-9986(代表)

住之江区役所
 〒559-8601 住之江区御崎3-1-17
 ☎06-6682-9986(代表)

住吉区役所
 〒558-8501 住吉区南住吉3-15-55
 ☎06-6694-9986(代表)

東住吉区役所
 〒546-8501 東住吉区東田辺1-13-4
 ☎06-4399-9986(代表)

東住吉区役所矢田出張所
 〒546-0023 東住吉区矢田6-7-12
 ☎06-6692-1341(代表)

平野区役所
 〒547-8580 平野区背戸口3-8-19
 ☎06-4302-9986(代表)

平野区北部サービスセンター
 〒547-0004 平野区加美鞍作1-9-3
 ☎06-6791-0446(代表)

市役所・区役所・区出張所等の所在地
 ごあんない

市役所・区役所・区出張所等の所在地

市税についてのお問い合わせや相談は市税事務所へお願いします(P60参照)。
 税証明書の発行、納付書の再発行は区役所税証明書発行窓口および区役所出張所においても行っています。
 平野区北部・南部サービスセンターは税証明書の発行のみ行っています。
 なお、土曜日・日曜日・祝休日・年末年始は、税証明書の発行、納付書の再発行は行っておりません。

(令和5年4月1日現在)



主な税金の納期等一覧

令和5年度

月	市 税	府 税	国 税
4	固定資産税および都市計画税(第1期分)(5月1日まで)		
5	軽自動車税(種別割)	自動車税(種別割)	
6	個人市・府民税<普通徴収>(第1期分)		
7	固定資産税および都市計画税(第2期分)		所得税(第1期分)
8	個人市・府民税<普通徴収>(第2期分)	個人事業税(第1期分)	
9			
10	個人市・府民税<普通徴収>(第3期分)		
11		個人事業税(第2期分)	所得税(第2期分)
12	固定資産税および都市計画税(第3期分)(25日まで)		
1	個人市・府民税<普通徴収>(第4期分) 償却資産の申告 住宅用地の異動申告 給与支払報告書等の提出		
2	固定資産税および都市計画税(第4期分)		所得税(第3期分) (2月16日から3月15日まで) 贈与税 (2月1日から3月15日まで) 消費税および地方消費税 <個人事業者確定申告分> (3月31日まで)
3	個人市・府民税の申告(15日まで)		

(注)特に記載のないものは、その月の月末が期限となっています。

大阪市にお住まいの個人のみなさまへ

お近くのコンビニで税の証明書が取れます！

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート等のマルチコピー機設置店舗でサービスを利用できます。

マイナンバーカードまたは利用登録をした住民基本台帳カードをご用意ください。

※ご利用いただける方やお取りいただける証明書など、詳しくは P50 をご参照ください。

ご利用可能な時間

6:30 ~ 23:00

土・日・祝日も

ご利用可能です

(注) 年末年始(12/29 ~ 1/3) およびシステムメンテナンス日は休止します。

休止日については、大阪市ホームページでお知らせします。



手数料

市税事務所や

区役所等の

窓口よりも

100円

お得です



大阪市 コンビニ 税の証明書 検索

大阪市ホームページから市税に関する情報がご覧になれます

市税の詳細な説明や各市税事務所の情報、各種申請書のダウンロードなど、市税の情報が満載です。

大阪市 市税 検索



メールマガジン会員募集中です

市税の手続きや納期限など、その時期に応じた身近な市税の情報を毎月1回お届けしています。

登録方法は、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 メールマガ 募集 検索



ネットで便利！
大阪市税

スマートフォンなどから
お手続きができます。

口座振替・自動払込

をぜひご利用ください。

安全

確実

便利

省資源化・経費削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

Web口座振替受付サービス

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からお申込みできます。

【お申込み可能な税目】

- 個人市・府民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産）

※詳しくは、P45をご確認ください。

キャッシュレス決済

eL eLマークが印字された納付書であれば、スマートフォン等から納付ができます。

スマートフォン決済アプリ



クレジットカード納付



VISA



JCB



Diners Club

※市税事務所、市役所・区役所庁内の銀行派出所、コンビニエンスストア及び金融機関で、スマートフォン決済アプリやクレジットカードを利用した納付はできません。

※詳しくは、P46をご確認ください。

お近くのコンビニで税証明書が取れます！

ごあんない

イチローさん動画ウェブで公開中!



公式Webサイト